

Title	明治十六年・津中学卒業生不敬罪事件の裁判記録： 明治法制史料拾遺(6)
Sub Title	Judicial records on the Tsu middle school graduates' lése majesté case in 1883
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.4 (1970. 4) ,p.61- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700415-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治十六年・津中学卒業生不敬罪事件の裁判記録

明治法制史料拾遺(6)

手塚 豊

ここに紹介する史料は、明治十五年の末、津中学第一回生徒の卒業祝賀会の席上、卒業生の一人山本栄吉が酒に酔つて明治天皇に対する不敬の言葉を述べたとして、同会に出席していた教員の一人から糾弾され、翌十六年一月、安濃津軽罪裁判所で不敬罪を以て処断された事件に関する裁判記録、すなわち第一審の判決書およびその公判始末書と、本人が上告し、それに対する大審院判決書である。覆刻に利用した原本の中、第一審関係のものは、明治十六年七月、三重県地方を視察した元老院議員関口隆吉の「巡察復命書」の附属文書「関口議員視察特別書類・三重県」(静岡県立中央図書館蔵)に収録されている判決謄本並に公判始末書謄本であり、⁽¹⁾上告審の大審院判決書は、私が最近入手した判決写本である。

この山本栄吉事件は、伊勢地方とくに津中学関係者の間では、相当広く知られていたとのことであるが、事件の内容が文献にあらわ

れた最初は、大正七年に公刊された「三重県史」下編の「三重県の教育」⁽²⁾の章であつたようである。同書は、この事件は要するに教員間の暗闘の所産であるとし、「小人徒に地位を争ふて、此の無幸の罪人を造ると云ふ可きなり」⁽³⁾と、山本少年に同情を寄せている。しかし、同書の執筆に、裁判記録が参照された形跡は全くない。⁽⁴⁾

その後、「新聞集成・明治編年史」第五卷(昭和十年)に、第一審判決の内容を詳しく報道した明治十六年一月三十一日・東京日日新聞の記事が掲載されたため、⁽⁵⁾それ以後の近代日本史関係の文献で、その記事を唯一の典拠として、山本事件に言及したものがあつた。例えば、田中惣五郎氏の「資料日本社会運動史」第一卷(昭和二十二年)⁽⁶⁾、高桑末秀氏の「日本学生社会運動史」(昭和三十年)、吉川弘文館の「大学日本史」(昭和三十五年)⁽⁸⁾などが、それである。

前掲関口議員文書の中の山本事件関係記録を、最初に引用した文献は、昭和十六年に関口泰氏(関口議員の令孫)が「教育」に書かれ

た「明治十六年代の教育事情」であつた。しかし、この労作は、掲載雑誌が教育専門誌であつたためか、歴史家の注目はほとんど惹かなかつたようであり、田中氏、高桑氏らの前掲著書もそれには全くふれていない。

終戦後、静岡県立中央図書館(葵文庫)を訪問された三重大学の服部良一氏(現在、教育学部教授)が、関口文書の中に、山本事件の裁判記録が存在することをたまたま発見され、ようやくこの記録が世に出るき、つかけが生れた。服部教授はこの記録の写本の調製を図書館に依頼され、その写本を利用し、昭和二十九年、三重大学芸学部内部誌「ふびと」に「津中第一回卒業生の不敬罪問題について」⁽¹⁰⁾を書かれた。さらに翌々年、大林日出雄氏(現在、三重県立女子高教諭)が、「歴史評論」に「明治十五年津中学生不敬事件」を発表された。⁽¹¹⁾この論考には、服部教授が入手された写本にもとづき、関口文書中の裁判記録すなわち第一審の判決書と公判始末書の全文が覆刻されている。⁽¹²⁾山本事件に関する研究として、一般的にもつともよく知られている業績はこれである。山本事件が、歴史家のみならず、一般的な注目を惹くに至つたのは、まさに大林氏の論考の反響の結果であるともていい。

例えば、昭和三十七年、伊勢新聞社から出版された「三重」の中の「津中学の不敬事件」⁽¹³⁾の項、また同四十年に公刊された「三重県警察史」中の「津中学校不敬事件」の節などは、主として大林氏の論考に準拠したものであることは疑いえない。そのほか、昭和三十四年五月二十一日、名古屋放送局は、ラジオの第二放送「若い世代」

(午後七時半から三十分番組)の中で「物語郷土史」の一編としてラジオドラマ「三重津中学事件」⁽¹⁵⁾を放送、また、昭和四十一年四月、この事件を小説にした岡正基氏の「深い霧」が発表されたが、これらはいずれも大林氏の論考を素材にしたものであつた。因みに、岡氏の小説は、その前年、第八回「群像」新人文学賞の候補作品に選ばれている。⁽¹⁷⁾

昭和四十一年六月、伊勢新聞に「津高等学校小史」を連載しておられた真弓六一氏(三重県庁県政資料室在勤)は、その中の「津中学の巻」で「山本栄吉事件」を採りあげ、その内容を九回にわたつて詳述し、且つ第一審の判決文並に公判始末書の全文を覆刻、引用された。⁽¹⁸⁾この覆刻は、前掲関口文書から直接行われたものである。

翌四十二年、幸徳秋水事件一部関係者の再審の問題が世上の話題にのぼつた頃、同年七月八日・中日新聞は「明治の不敬罪裁判記録 静岡県立葵文庫でみつかる。元老院議員復命書で批判、被告は旧津中学生」との見出しで、前掲関口文書中に、第一審の判決書と公判始末書が存在すること、および関口議官巡察復命書中の裁判批判記事の内容を、滝嘉三郎氏(葵文庫在勤)の談話と共に、大きく社会面の特ダネ記事で報道した。さらに滝氏は、静岡の郷土雑誌「うわさ」・昭和四十四年十一月号に「中学生の不敬事件——関口議官の復命書から——」⁽²⁰⁾を書かれている。

他方、伊賀上野の俳人菊山辰男(九園)氏は、昭和四十二年六月三日・伊勢新聞に「山本栄吉外伝」⁽²¹⁾を書かれ、この一文は、最近公刊された九園、享女共著「句文集・一目の居」(昭和四十四年)に、

一部修正の上、収録されている。⁽²²⁾

以上に述べたごとく、山本栄吉事件については、先学の多くの論考があり、大審院判決書は別として、関口文書中の第一審裁判記録の覆刻、紹介も二回にわたつて行われている。それにもかかわらず、私が本稿で、すでに紹介済みのものをよくむ裁判記録の覆刻を試み、さらに事件の考察を敢て行ふ所以は、(一) 大林氏による裁判記録の覆刻は、前に述べたごとく、服部教授入手の写本にもついでなされたもので、もつとも広く利用されているものであるが、その内容には余りにも誤字、脱字が多く、その誤りは、それを引用する他の著作にもそのまま承継され、その誤りの影響が大きいと認められること。(二) 真弓氏の覆刻は、大林氏の場合とは異なり、関口文書のリコピーを台本にして行われたもので、僅少の印刷上の誤植をのぞいては正確であるが、何分にも地方新聞の連載読物の一部であつたため、残念ながら一般的普及性に欠け、参照に不便なこと。(三) 先学による山本事件の研究は、主として一般史的考察であり、それがため、法制史的視角からこれをみると、全般的に考証不備であり、また明らかに誤りと思われる所見もみうけられること。(四) 上告審については、これまでそれを疑問視する説もあるほど不明確であり、もちろん判決書の紹介もなされていないこと、などである。要するに本稿は、現在までに判明した山本事件裁判記録の忠実な覆刻を企図し、併せて同事件の経緯を、主として法制史的視野から、より正確に、そしてまたより詳細に、検討せんとするものである。

この事件は、明治十五年十一月二十二日、津中学(高等科)第一回卒業生が、津分部町の開明楼で開いた卒業祝賀、謝恩会の席上の出来事であつた。この会合に出席したものは、校長酒井良明、教員は岩越重暢、市川勝太郎、小林正太郎、宮内黙藏、それに三重日報の記者永田一茂、堀省三、卒業生は磯谷幸次郎、深井万吉、松尾侃次郎、中矢四郎、服部保効、山本栄吉の六名全員である。⁽²⁷⁾この席上で、山本栄吉が不敬の言葉を述べたとして、不敬罪事件がおきたのである。前掲三重県史によると、山本は「自由民権主義の月刊雜誌『近事評論紙』上掲載の中島近義作『読仏国革命史』七絶を高声放吟」し、これが問題になつたと述べている。三重地方にのこる伝承では、山本は、その詩句の「陰雲慘澹タリ巴里城」を「陰雲慘澹タリ千代田城」と言葉替えて吟じたともいい、あるいはまた、その詩句を「暗雲低迷ス東京灣」ともじつて吟じ、さらに「落日光翳千代田城」と叫び、劍舞の仕草で斬り下ろす構えを示したともいわれている。しかし、公判始末書にあらわれた法廷の問答には、そうした詩吟の件は全くみあたらず、ただ山本が「皇帝陛下ヲ弑セザレバ日本文明進歩セズ」と述べたという一件だけが問題とされておられ、判決でもその言葉だけで不敬罪に該当するものと認定している。したがつて、詩吟の一件は疑問であり、仮に事実としても、それが不敬罪に直接むすびついたわけではない。

山本が果して前述の不敬の言葉を述べたかどうかは後に検討するが、彼の発言の中に「不敬至極の言説」があつたと主張し、それを採りあげ、表沙汰にしたのは、当夜の出席教員の一人である宮内

黙藏⁽³¹⁾であつた。後に判決直後、事件の内容を「軽罪裁判」の題名で連載した伊勢新聞は、祝賀宴会直後の宮内の動静を、次のように述べている(句読点・手塚、以下の新聞記事すべて同じ)。

宮内黙藏は、開明樓の酒席を辞してわが寓所へ帰りしが、翌日直ぐに同僚なる大木(本弥—手塚註)、楓井(純—手塚註)⁽³²⁾を訪ふて面談を乞ひけるにぞ、…宮内は二人に向い、諸君も予て知らるるごとく、昨夜の磯谷、山本等の招待によりて、某も宴席に向いしに、当座に於て一大事こそ起りたる。これは他にあらず、彼の夷狄様の横文字もて教育されたる卒業生の中にも、最も甚しき山本生が雑談中、あられもなき至尊に対し奉り、不敬至極の言説を放てりと聞くより、二人は大に驚き、これは勇々しき大事にこそシテシテ委細は如何ぞや、事に依ては捨て置き難しと、膝を進めて語るを待つ。宮内再びいうよりは、某痛く山本生を叱して之を制すれば、傍に坐したる磯谷生が、之を不満に思いし歟、某の辭尻に引懸り、頻りに詰問を起せしが、酒井、市川が仲裁して、酒を飲めと歟、何と歟彼と歟、曖昧模糊の裡に収めて、その場は一時事済みしも、済みかぬるは渠の一言、是併ながら、山本生の罪にはあらで、横文字に眩惑されし災ならん。之を思ひ彼をおもへば、呉々も中学校の教育方を改正して、孔子の教を拡充し、仁義忠孝の道をもて生徒を養成したらんには、必らず濃厚篤実なる、宛ら容貌愚の如き、唐人様の君子をば作らんこと請合なり、凭れば彼の自由とか、民権とか唱ふる者は地を掃らひ、官権安全、天下大平、寔に安穩の世とならん、と云ふたの云はぬの、兎

も角も之を両君に告白せんとて、斯く推参した次第と、眉をひそめて、述ぶるにぞ、二人も頻りに慨歎し、寔に貴下のお説の如し、皆是れ教育方の好からずして、爰に結果を来せしものなり、然れば此旨県庁へ上申なして、将来の教育上に付、改正の意見を呈せんとて、右の趣細しく認め、県庁学務課へ捧呈したりき。

この記事は、読物風に脚色されてはいるが、大筋においては間違ひなからう。宮内は同夜の宴会に遅れて出席、山本の言を聞いて早々に引きあげたといわれるが、彼は山本の発言は「横文字」「教育」すなわち洋学教育に「眩惑されし災」とし、これを機会に中学校の教育を洋学から「孔子の教」「仁義忠孝の道」へ転換すべしとする意見書を、県庁学務課へ提出したのである。後に公判廷において弁護人荒木一作が「同人等ガ三重県学務課へ差出タル陳白書ト題スル書面ヲ見ルニ其主眼タル當ニ洋学者ヲ逐斥シ漢学ヲ盛ニセント其策略ニ汲々タリシ尠恰モ好シ此祝宴ニ際シ被告ヲ奇貨トシ無根ノコトヲ構造シ以テ教育法ヲ改正セントスルニ過ギズ」(本誌八九頁、九〇頁参照)と述べているのがそれである。この発言に「同人等」(傍点・手塚)とあることからみると、その意見書(建白書)は、宮内単独のものではなく、宮内が相談したという大木、楓井兩教員も連名のものではなかつたと思われる。

伊勢新聞所載の前掲軽罪裁判によると、この意見書を受理した学務課は大いにおどろき、直ちに同課の林正幹(三重県六等属)は、学校へ赴いたところ、すでに校長は退出後で留守、そこで校長の行き先きたる岩越教員宅へ行き同所で校長と面談、さらに居合せたる市

川教員とも会つたが、その日は「霜月二十六日」で、林はさらに「翌日より上京して県令（岩村定高——手塚註）許、事の趣由を具申なし、又た同じ学務課の小吏にて柴田是（御用掛准任——手塚註）といふが、安濃津軽罪裁判所へ山本を告発なしたり」と述べている。⁽³⁸⁾これで見ると、告発の日は十一月二十七日であつたものと理解される。この日附に疑問のあることは後述するが、しかし、後に公判廷で検事が挙示した証憑物件の中に「三重県准任御用掛柴田是ノ告発書」（本誌八八頁参照）とあるから、告発の名義人が柴田であつたことは確実である。また、その証憑の中に「三重県准任御用掛柴田是ヨリ交付シタル三重県六等属林正幹カ県令代理大書記官下山尚へ差出シタル具申書写」（本誌八八頁参照）という文書もある。このことから推察すると、宮内らの意見書を受理した学務課では、林が、山本の告発をふくむ事件の前後措置策を下山大書記官へ具申、それがうけ入れられて、柴田名義の告発がなされたものと思われる。かくして、山本の事件が刑事問題へと発展したのである。こうした事態へたち至ることを、宮内らは、意見書提出の時、すでに当然のことと希望していたのか、あるいは積極的には希望しないまでも、そうしたこともありうるものと予知はしていたのか、それとも刑事問題への発展は全く予想せず、彼等に取つても意外の結果になつたのか、その辺の事情はわからない。しかし、津中学創立以来、教員間に洋学派と漢学派のはげしい対立、抗争があり、宮内らの漢学派が相手方に一矢をむくいる手段として、山本事件を利用したことはたしかであろう。このことは、前掲三重県史以来、諸先学の山

本事件研究において、しばしば指摘されているところである。

津中学（津公立中学校）は、明治十三年一月、県下唯一の中学校として開校、課程は八級四カ年に分けられ漢学と洋学とを教授したが、とくに洋学に重点がおかれ、第七級（第⁽⁴¹⁾学年後半）から英文原書を使用する教育が行われる県下の最高学府であつた。校長には慶應義塾から酒井良明が招聘された。当時の自由民権思想の影響で、生徒の間には政治論議が流行、政治経済法律歴史の科目が愛好され、それがため洋学担当教師が尊敬される反面、漢学担当教師が軽視される風潮がみなぎつていたといわれる。このことが、前に述べた教員間に対立を生んだ原因である。とくに、明治十二年以降開かれていた三重県教育会議の会員に、中学校からは洋学教員だけ二名が互選されたことが、漢学派の不平不満を助長し、山本事件直前の頃は、洋学、漢学両派の対立はまさに一触即発の状況であつた。⁽⁴³⁾

中学校創立当初、生徒の上級編入をみとめたため、第一回卒業が十五年十一月となり、前述の祝賀、謝恩の会合が催されたわけである。この会の出席者は前に述べた通りであるが、洋学派教員は酒井、岩越、市川、小林と多数出席しているのに反し、漢学派教員からは宮内一人出席したにすぎず、ここにも両派の根つよい対立が伺われる。なお、永田、堀の三重日報記者は、酒井、岩越、市川らと同じ慶應義塾出身者であり、その縁故でとくに招かれたものと思われる。⁽⁴⁶⁾

このような状況からみれば、山本問題をきつかけにして、漢学派が酒井一派の洋学派に対し、はげしい攻撃の意思表示として、県当

局へ前述の意見書を提出した理由がよくわかる。この意見書にもとづき、県の学務課は、酒井、市川両名の辞表提出を求め、十一月三十日、両名は退職、また岩越教員もそれに殉じて退職、十二月初め、校長以下教員の異動が行われた。これを不満とする生徒は騒ぎ、中学校内は紛糾したが、結局、六名の論旨退学をふくむ数十名の退学者を出し、一応、事態は解決した。⁽⁴⁷⁾山本事件の余波である。

さて、県庁学務課の柴田御用掛から告発がなされたことは前に述べた。⁽⁴⁸⁾治罪法第九十七条によると「何人ニ限ラス重罪軽罪アルコトヲ認知シ又ハ重罪軽罪アリト思料シタル時ハ第九十四条第九十五条ノ規則ニ従ヒ其所在ノ地若クハ犯罪ノ地ノ予審判事検事又ハ司法警察官ニ告発スルコトヲ得 告発ヲ受ケタル官吏ハ第九十三条ノ規則ニ従ヒ処分ヲ為スコシ」とある。柴田が告発書を提出した相手が、「予審判事」「検事」「司法警察官」のいずれであつたかは明らかでないが、伊勢新聞の前掲軽罪裁判に「安濃津軽罪裁判所へ山本を告発なしたり」とあることからみると、告発は、司法警察官すなわち津警察署長ではなく、安濃津始審裁判所(軽罪裁判所)の予審判事または検事に対して為されたものと思われる。そのいずれに告発がなされたとしても、検事の起訴によつて、予審は開始するのである。⁽⁴⁹⁾
(治罪法第九七条第九三條第(一一)四條第一〇七條第二項) 予審は、重罪、軽罪を問わず、すべて軽罪裁判所の所管であつた(同前第五四、五五條第二項)。

当時の新聞紙条例(明治八年六月二十八日(太政官布告第一二二号)によると、「裁判所ノ断獄下調ニ係リ未タ公判ニ付セサル者ヲ載スルコトヲ得ス」(第一條)と、予審中の事件の報道を禁止していた。それがため、公判前の犯罪取調

状況の記事は、新聞に掲載されないのが通例である。それにもかかわらず、当時の伊勢新聞は、予審の進行状況を、断片的ではあるが、次のように報じている。まず、十五年十二月十五日・同新聞は、

今度当県津中学校の紛議に就ては(前述の教員異動、学生紛争を指す)手塚註、その余響一方ならざるが、先に同校生徒六名が卒業し、教員等を招きて分部町開明楼にて懇親の宴を開きし節、右生徒の中、山本栄吉子が不敬の語を吐きしとかの件に付、一日、山本子は安濃津軽罪裁判所へ召喚され、同其席に列りし三重日報の永田一茂氏、其外の生徒五名及び芸校二名も、証人として呼出になり取調られたりと。

と、はじめに山本事件を報道し、さらに翌十六年一月九日・同新聞は、

予審取調 客冬の紙上に掲げし彼の当県津中学校紛議の余波たる山本栄吉子が、不敬の語を吐きし云々の件に付、昨七日も亦安濃津軽罪裁判所に予審取調あり、養正学校長川村寛氏にも右証人として召喚され、出廷せられたりとぞ。

と述べ、つづいて同月十一日・同新聞は、
前号にも記したる先頃より安濃津軽罪裁判所予審廷に於て取調中なりし、旧中学校生徒山本栄吉は、遂に昨日拘留せられたる由。

と報じている。非公開の予審に関する報道であるから、不正確な点があつたとしても、止むをえないであろう。例えば「生徒五名」が証人として喚問されたというが、その中の磯谷幸次郎は、すでに

上京中であり、東京軽罪裁判所の予審判事に喚問されているから、安濃津軽罪裁判所で喚問された「生徒」は、四人以下の筈である。⁽⁵⁷⁾

また、山本の最初の召喚が、十二月十三日であつたかどうかも不確実であるが、もしもそうであるならば、その日から逆算して、告発は十二月四、五日頃であつたと推測される。なぜならば、この種の事件では、告発から検事の起訴までの期間は一週間もあれば十分であり、また検事の起訴があれば、予審判事は早速「少クトモ二十四時ノ猶予アル」召喚状を被告に発して、予審を開始したからである。⁽⁵⁸⁾ 校長の更迭をめぐる学内紛争が、十二月二日の学生処罰を以て一段落したことは、前に述べた。この一応の解決を待つてから、学務課は山本の告発に及んだのかも知れない。前に述べた告発の日を十一月二十七日とする説に、疑問をもつ所以である。さらに、山本の「拘留」が一月十日であつたことが確実な報道であれば、身柄不拘束のまま予審は進められ、予審終結によつて拘留されたものと思われる。予審終結の際、予審判事は「被告事件軽罪裁判ナリト思料シタルトキハ軽罪裁判所へ移スノ言渡ヲ為スコシ」「若シ被告人未タ拘留ヲ受ケサル時ハ令状ヲ発スルコトヲ得」⁽⁵⁹⁾とされて⁽⁶⁰⁾いるからである。

予審が終結し、その言渡が確定すると、軽罪裁判の場合は、一切の訴訟書類が検事の手に渡り、検事はそれに「被告人呼出請求書」を添えて軽罪裁判所へ回付、裁判所書記局から被告人に対して呼出状が発せられたとき、軽罪裁判所が公訴を受理したことになり、つづいて公判が開かれるのである。

山本事件の公判は、一月十九日に開かれた。裁判官は、安濃津始審裁判所判事河野忠三⁽⁶¹⁾、立会検事は、同裁判所検事補横山高成、書記は、同裁判所書記佐藤静であつた。

公判の冒頭に、裁判官によつて治罪法第二百六十四条にもとづく傍聴禁止が言渡された。⁽⁶²⁾

公判において、検事が有罪の証拠としてあげているものは、次の五項である。

一 駅通総監野村靖から交付した磯谷幸次郎発、中矢四郎および深井万吉宛の信書各宅通。

これらの手紙は、治罪法第六十九条「予審判事ハ事実発見ノ為メ必要ナリトスル時ハ駅通電信鉄道ノ官署諸会社ニ其事由ヲ通知シ被告人又ハ予審ニ関係アル者ヨリ発シ若クハ是等ノ者ニ対シ発シタル書類電報又ハ物件ヲ受取開披スルコトヲ得」にもとづき、東京駅通局で押収されたものである。

二 証人、宮内黙蔵、柴田是、酒井良明、松尾侃次郎、磯谷幸次郎の証言。

この内、磯谷証言は、前にも述べたごとく、東京軽罪裁判所の予審判事に対してなされたものである。

三 一等警察使藤崎供秀が押収したる信書の中、磯谷幸次郎隠居某および中矢四郎、深井万吉宛磯谷幸次郎宛の信書各宅通

藤崎警察使は、警視庁詰であるから、これらの信書は、東京において磯谷証人が提出をもとめられたものと思われる。

四 柴田御用掛の前述の告発書

五 林六等屬が下山大書記官へ提出した前述の具申書写。

以上の証拠の内容は、予審関係文書が現存していないから、公判廷の問答にあらわれた断片的なことしかわからないが、それによると、山本の「不敬」の語——山本自身はそれを否認している——を立証する積極的証拠は、ただ宮内証言のみのものである。弁護人荒木一作も「予審ニ於テノ証人多シト雖モ一人モ被告ガ果シテ天皇ニ対シ不敬ノ言ヲ発シタリト陳述セシ者ナク独リ宮内黙藏ノ証言アルモ云々」(本誌九〇頁参照)と述べている。しかし、検事はこの唯一の証言を重視し「被告ガ不敬ノ語ヲ発シタルヲ直接ニ聞得タル証人宮内黙藏ノ証言アルヲ以テ見レハ被告犯罪ノ証憑ハ充分ナリ」(本誌八九頁参照)と述べている。検事のこの断定を補強する直接証拠は、別がない。証拠の信書の内容についても、「山本氏モ酒席ノ一言ヲ以テ拘引ニ相成云々」「嗚々山本氏ニ於テモ当惑ノコトト推察仕候云々」(磯谷より中矢宛、「山本氏モ意外ノコトニ相成云々」(磯谷より深井宛)、「又開封ノ恐レアリ云々」(中矢、深井より磯谷宛)などの点)が、問題になつてはいるが、検事は、それらの言葉について「酒席ノ一言ト云フハ是即チ不敬ノ語ヲ指シタル者ニテ爾來被告ガ当惑ノ心事ヲ察シテ斯ク認メタルコト明ナリ」「酒席ニテ発シタル不敬ノ一言ガ此ノ如キ事件トナルマジト思ヒシニ表向キノ騒ギトナリタルトノ意味ナルコト明カナリ」と主張するのに反し、弁護人は「酒席ニテ何カ似寄リタル一言ヲ発シタルニ拘引トナリ本人ニ於テモ当惑ノコトトノ意ニテ認メタルモノ」「山本モ意外ノ冤罪ヲ受ケタリトノ意味」であると、とくに「開封云々」の件は、山本によると

「中学校紛議ノコトヲ指シタル者ニシテ決シテ自分ノ被告事件ヲ指シタル者ニ非ズ」(本誌九〇頁参照)としてゐる。要するに、これは信書の解釈の問題であり、仮に検事の主張のごとく理解しても、それは間接証拠にすぎず、宮内証言を裏付けるきめ手にはならない。柴田の告発書、林の具申書などは、いずれもとも宮内の上申によるものであるから、山本発言を証明する別の証拠ではない。ところで、山本栄吉自身はどんな思想の持ち主であつたのか。後年、磯谷幸次郎は次のように語つてゐる。

山本という男は、決してそんな不敬罪を犯すような者ではない。文章も巧く、大の忠君愛国家で、当時水戸の柔道教師に宮地某という人があり、薩、長、土の三藩から政権を奪還せよとか何とかいつたといふので、山本は大いに憤慨して、土曜日の講演会の時、その説の不穏なことを大いに糺明した。従つて我々友人としては、山本が不都合な事をしたとはどうしても考えられなかつた。要するに、英語のために県庁から睨まれており、漢学は転んずる訳ではなかつたが、一般的に生徒は熱心でなかつた。従つて漢学教員は不愉快であつたに相違なく、その不平から起つたものと考えられる。しかし、漢学の先生が、まだ十九歳であり、教える子である生徒を告訴し、その結果刑に処せられた事は、我々友人として、当時まことに遺憾骨髓に徹したことであつた。

この談話は、公判において山本自身が「自分十二三歳ノ時靖猷遺言ヲ読テヨリ勤王ノ志益々厚ク爾來皇室等ニ対シ不敬ノ所為アル者アレバ同窓ノ友人ト雖モ忽チ弁駁シテ仮借セザリシ程ノコトナレバ

決シテ斯如不敬ノ言ヲ吐キタルコトナシ」(本誌八八頁参照)と述べているのと符合する。

山本事件に先立つこと二年半、十三年七月六日、明治天皇の津中
学行幸に際しては、彼の作文「剛毅忍耐ハ学生ニ欠クヘカラサル
論」は天覧に供せられ、また彼は他の優等生と共に、天皇の御前で
パーレー万国史の講読を行つて⁶⁶。

これらのことから考えると、山本が天皇に対し「不敬」の言葉
を積極的に述べるような思想の持ち主ではなかつたことは、確かな事
実であつたとみていい。

また、大正末年、当時名古屋控訴院長であつた磯谷は、津中学の
同窓生を集め、山本の供養を行い、その席上で、

一回生の学業成績はいつも一番は山本、二番は僕だつた。当
時、津中の先生で篤学の漢学者(宮内教員を指す—手塚註)が居ら
れ非常に厳格で生徒達から恐れられ或はけむたがられていて、天
皇というニックネームであつた。山本は卒業式^(卒業式)の場で、その教師
を少々非難するつもりでか否か、天皇云々と口走つたのが不敬事
件となり入獄した訳で、其時も僕達親友が綿名だけは発表しない
ように前もつて云つたが、山本はその言を聞かないで天皇云々と
放言し遂に獄死する^(卒業式)ような悲しい運命となり、あたら英才が空し
く果てたのだ。

と述べたといわれている⁽⁶⁷⁾⁽⁶⁸⁾。この談話は、また聞きであるから、「卒
業式」とか「獄死」とかいう誤りもあるが、アダ名の一件が事実と
すれば、山本が酒席で述べたという「天皇云々」の「天皇」の意

味は、明治天皇ではなく、実は宮内「天皇」のことであつたと思わ
ざるをえない。宮内が自己のアダ名と知りつつ敢てそれを逆用した
のか、それとも自己のことは知らず、「天皇」の意味をまともに
受けとつたのか、その辺の事情はわからない。磯谷の前掲談話に、
「綿名だけは発表しないように云々」とあることからみると、宮内
自身はそれが自己のアダ名であることを知らなかつたことも十分考
えられる。予審における各証人とくに同級生の証言の中に、アダ名
の件があつたかどうかは、予審調書が現存していないからわからな
いが、公判における各関係者の陳述に、アダ名の一件は全くみあた
らないから、おそらく予審においても、その一件は、秘められたま
まで表面にはあらわれなかつたのであろう。

もしも、山本発言といわれる「天皇陛下ヲ弑セサレバ日本ノ文明ハ
進歩セズ」が「宮内教員ヲ殺サナケレバ日本ノ文明ハ進歩セズ」と
の意味であつたことが、予審もしくは公判において明らかにされ、
それが関係者の証言によつて裏付けられたとすれば、この事件の裁
判は、全くちがつた結果を生んだかも知れない。すなわち、山本は
その点の不敬罪は免かれたかも知れないが、宮内教員に「天皇」と
いうアダ名をつけた者が——それが山本であつたか、別の同窓生で
あつたかはわからないが——別の不敬罪に問われたとも考えられ
る。山本はじめ関係者一同は、そうした結果の発生をおそれ、アダ
名の一件は、口を閉じて語らず、そのことが山本の立場をますます
不利に追いこんだとの推定も成りたつ。

要するに、この裁判では、山本の発言の有無が争われたにすぎ

ず、しかも、その発言の真の意味は遂に表面にはあらわれず、ただ表見上の意味だけが、裁判所側にうけとられたものようである。宮内をのぞき、予審で取調をうけた宴会出席者一同、前に述べたごとく、山本発言の存在を積極的に肯定する証言は行っていないが、他に宮内の証言がある以上、裁判所側がその証言を採用し、他の証言はただ山本の立場をかばう発言とのみ理解したとしても、止むをえなかつたであろう。採証の問題は、すべて「裁判官ノ判定」に一言されていたからである。さらに弁護人は、前にも一言したごとく、唯一人の証言しかえられないことを理由に、証拠不十分を主張しているが(本誌九〇頁参照)、どの証拠を採用するかが、裁判官に委ねられているとすれば、唯一の証言が採られたとしても違法とはいえない。

しかし、山本発言は事実であつたと断定し、その発言の意味をただ表見的にうけとり、天皇に対し「不敬」行為であつたとする裁判所の理解を、止むをえないとしてそのまま肯定するとしても、その発言は、とくに天皇制に対し否認思想をもつていなかつた一中学優等卒業生の酒席における心にもない失言であり、不敬罪としてもきわめて軽微の犯罪事実であつたとはいえるであろう。

かくして、裁判所は有罪と認定、公判即日¹⁶に判決の言渡を行つた。重禁錮三年半、罰金百円、監視一年六月である。これは「刑法第百七十七条ニ天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ストアル然ルニ被告ハ満十六歳以上二十歳ニ満サル者ナルヲ以テ刑法第八十

一条及ヒ第七十条ニ因リ其罪ヲ宥恕シ本刑ニ一等即チ四分ノ一ヲ減軽シ二月七日以上三年九月以下十五円以上百五十円以下ノ範圍ニ於テ」撰択された量刑であり、法律の許す最高刑に近い。たまたま、この山本事件と相前後して、栃木の未成年の小学校教員鶴見由次郎が、栃木新聞に掲載した「日本国君ノ不幸ヲ弔フ」と題する文章で同じく不敬罪に問われ、十六年一月十二日、栃木軽罪裁判所で判決があつたが、その量刑は重禁錮一年、罰金五十円、監視十月である。⁷⁰これと比較すると、表見上でも酒席における失言であつた山本事件に対する量刑は、余りにも重刑であつたといわねばならない。鶴見事件判決の五日後、山本事件判決の前々日、司法省は次の内達を出している。⁷¹

司法省内達¹⁶十六年一月十七日
裁判所

刑法第二編第一章(皇室に対する罪—手塚註)ニ記載セル重罪軽罪ヲ犯スヘキ者ハ有之間敷答ニ候得共倘有之ニ於テハ実ニ不容易儀ニ候条右等ノ事件ニ関シ告訴告発アリタル時ハ速ニ当省へ申出ツヘシ此旨相達候事

名村司法大書記官ヨリ各裁判所長検事へ通達¹⁶十六年一月十七日 刑法第二編第一章ニ記載セル重罪軽罪ヲ犯セン者有之節ハ速ニ当省へ御開申可有之旨今般御達相成候付テハ其時々当省ヨリ指令ノ上処分可相成候ト御了知可有之此段長官ノ命ニ依リ申進候也

当時の刑事裁判においては、裁判の独立はまだ十分に確立してはいなかつた。されば司法省は、鶴見事件の判決を契機として、不敬罪に関する検事並びに裁判所の処置を、全国的に統一するため、こ

のような内達に及んだものと思われる。司法省の企図の中には、裁判所別による量刑の不均衡をさけるねらいもあつたであらう。この内達は、当時の通信事情からみて、山本事件の判決後、数日を経て安濃津始審裁判所長並びに検事に到達したにちがいない。もしも山本事件の公判がいますこし遅れ、この内達にもとづき、検事あるいは所長が司法省の内訓を仰いだとすれば、「証拠不十分」の取扱いは望めないにしても、すくなくとも鶴見事件との比較において、それと同程度かあるいはそれよりも軽い量刑の指示があたえられた公算は大きい。その点、山本は寔に不運であつたといえよう。

山本事件の判決が、伊勢新聞によつて報道されたのは、判決ののち三日を経た一月二十三日であつた。次の通りである。

予て紙上に掲げたる旧中学校生徒、山本栄吉氏は、去る十九日、安濃津軽罪裁判所に於て、刑法第一百七条すなわち「天皇に對し不敬の所為ある者云々」の条に触れ、重禁錮三年六月、罰金百円に処し、監視一年半を申付けられたるを、同氏は甚だ此裁判を不服なりとし、一昨々日直ちに大審院へ上告されたる趣、尤も同日の公判は、裁判官に於て、国安を妨害するものとの御按配にて、傍聴を禁ぜられしに依り、其事實を詳知するを得ざりしかども、記者聞込みたる話もあれば、次号より記すべし。

この「次号より記すべし」とあるのが、前に引用した連載読物「軽罪裁判」である。当時、津には伊勢新聞以外に、前に述べた永田、堀両記者の勤務する三重日報があつた。おそらくこの三重日報も二十三日の紙上で、その判決を報道したと思われる。ところが、

この三重日報は、二十三日の夜、発行停止を命ぜられ、十七日号以降の発売を禁止された。また、それと相前後して、社内内紛を生じた。まず同月二十四日・伊勢新聞は、

我同業の三重日報は、従来、官権の臭気を帯べるとの世評もありたるが、六拾四郡一人の義士否ナ社員中誰一人として此に異議を容るゝ者なかりし処、流石の東下りの堂々たる記者某君其人ありて特り奮然決起し、独立の旗を奉て臭評を一掃せんとせられ、頃日来何か社中に紛議が生じたりとは、想ふに定めて遠からず純然たる自由主義の好新聞となり、吾人と共に正論議の振作に勉めらるゝならむ。

と報じ、つづいて翌二十五日・同新聞は、「我が好友を失ふ」との題で、

昨日記せし如く我が同業の三重日報は、過日来、何か社中に紛議の生じたる趣なりしが、独立の旗を揚げんとしたる義挙も、竟に遂ぐる能はざりしにや、社主永田一茂氏をはじめ堀省三、桜井嘉次郎等諸氏も、昨日限り退社され、更に松田豊幹氏が譲受けて一先づ休刊せらるゝことになりたり。嗚呼三重日報の明治十四年以来、我社と並んで三重県の文壇に立ち、殊に吾人は前号の紙上に於て、彼社が純然たる自由主義の好新聞となりて、共に俱に正論議を振作せんことを欲したるに、何ぞ凶らん今忽ち旗を巻て休刊せらるゝに至らんとは、斯好益友一朝にして失矣、吾人の遺憾は其れ果して如何ぞや。

と述べ、また、次のような別記事も掲げている。

又た三重日報は一昨夜其筋より発行停止を命ぜられ、第五百五十五号(一月十七日)以下の発売を禁ぜられたり。

元來、三重日報は、明治十四年二月、自由民権系の伊勢新聞に対抗し、三重県庁の機関紙的役割をめぐりて創刊されたもので、発起人は、第四十五銀行の小西義敬、行岡庄兵衛であつた。そして、小幡篤次郎の紹介で、慶應義塾から主筆として永田、記者として堀が派遣された。福沢諭吉は、十四年一月二十二日付、津中の酒井校長宛書簡で、「此度永田一茂、堀省三の両氏、其御地へ罷越候に付ては、万事不案内、必ず御世話相成候儀に可有之、老生より改て申上候にも不及、旧同窓の親友、両氏共最初より心丈夫に出掛候事なり」と述べている。しかし、そもそも県庁の御用新聞たることを目的とした新聞に、慶應義塾から人を招いたのは、社の創立趣旨からみれば、人選を誤つたといわねばならない。永田、堀の思想的傾向は、最初から社の方針とは相当の隔たりがあつたであらう。殊に、前述の中学紛争に際しては、彼等は酒井校長ら慶應出身者達の側を擁護したにちがいない。そしてまた、山本事件の場合も、とくにその事件のおこつた宴会に同席した彼等は、山本に同情し、そうした立場で判決前後の状況を報道したため、発禁処分をうけたものと思われる。この発禁をめぐり、永田、堀らと社の出資者との対立は遂に極点に達し、彼等は社を追われ、退職したのであらう。この三重日報の内紛、休刊は、先きに述べた中学紛争と同じく、山本事件の生んだ余波の一つと考えられる。

伊勢新聞の記事におくれること一週間、一月三十一日付東京各紙

は、山本事件の判決を報道した。記事の繁簡は各紙まちまちであり、例えば左の東京横浜毎日新聞のごとく淡々たるものもある。

三重県中学校の生徒たりし山本栄吉は、去る十九日、安濃津輕罪裁判所に於て、天皇陛下に対し、不敬の所為ありとて重禁錮三年六ヶ月罰金百円に処し監視一年半申付られたる由。

これに反し、次の東京日日新聞のごとく、相当詳しく事件の内容を述べているのもある。

三重県下勢州津の中学校に於て、昨年十一月中卒業せし生徒等が、同月廿一日に同地分部町の割烹店開明樓にて証書授与の祝宴を開き、諸教師を招待して饗応したるが、酒宴の酣はなる頃、其生徒の一人同県下伊賀上野の丸の内士族山本牧之進の長男山本栄吉(十九)と云へるが起上りて、長くも我天皇陛下に対し奉り大不敬の言辭を放ちて演説したるを、其席に居られし教師宮内黙藏氏を始め、柴田、松尾の人々が聞て大に憤り、斯る言語同断の曲事を其儘に為し置くべきに非らずとて、直ちに其筋へ告発せられたれば、栄吉は直さま捉へられ、審問の末、津の輕罪裁判所に於て重禁錮三年六ヶ月罰金百円監視一年六ヶ月と、去る十九日に宣告せられたるに、栄吉は肝太くも此裁判を不服なりとて、大審院に上告したる趣聞けり。又此宣告は裁判官に於て傍聴を禁ぜられしと云ふ。

この記事には間違いもあり、また同紙の御用新聞的性格がにじみだた誇張もある。さらに、同紙は翌二月一日の紙上に、「大不敬ノ演説」と題する長文の社説を掲げた。執筆者「吾曹」はいうまでも

なく福地桜痴である。この論説の要旨は、山本が「祝宴ノ席上演説ニ於テ我天皇陛下ニ対シ奉リ大不敬ノ言辞ヲ放」つたとし、その原因は、維新後の「学制ノ改革」で「学校ハ知識ヲ專トシテ徳義ヲ後ニシタリケレバ、其状勢ハ忠孝ヲ開明ニ無用ナリトシ、忠孝ハ恰モ封建ト共ニ我国家社会ヨリ廃退セラレタルモノノ如クニ見做サレ」たためであるとし、「学制ヲ改良シテ忠孝徳義ノ教育ヲ重ズルノ方向ニ赴」くことを提唱したものである。山本事件が針小棒大に伝えられた一例証といえよう。

地方新聞では、二月八日・土陽新聞、二月十六日・奥羽日日新聞などに、山本事件判決の報道があるから、二月中旬までに、全国各地の新聞がその記事を掲載したものと思われる。

第一審判決を不服とした山本が、判決の翌日、大審院へ上告したことは、前掲一月二十三日・伊勢新聞、一月三十一日・東京日日新聞などにみえている。田中惣五郎氏は「上告も棄却になつた」と述べておられるが、その典拠は示されていない。高桑末秀氏もまた同様である。上野警察署(三重県伊賀)の「前科者名簿」を調査された大林氏は、この「上告却下説」に疑いを持たれ、次のように述べておられる。

この上告は却下されたと、田中氏も資料日本社会運動史に、又高桑氏も日本学生社会運動史に記せられているが、三重県上野市上野警察署前科者名簿によれば明治十六年十月二十六日安濃津地方裁判所判決重禁錮三年監視一年六月となつている点、上告却下の点は疑問であろう。

この大林氏の論旨を承継したと思われる前掲三重県警察史は、この点について、

安濃津軽罪裁判所は……「不敬罪」として、重禁錮三年六ヶ月および罰金百円、一年六ヶ月の監視の判決が言い渡された。山本はこれを不服として控訴(新聞は大審院へ上告としている)十二月二十六日安濃地方裁判所から重禁錮三年、監視一年六ヶ月の判決を受け下獄云々と述べている。

ところで、上野警察署保管の「前科者名簿」の記事は、次の通りである。

罪質	犯類	刑期	宣告	裁判所名	住所	氏名	年齢
皇室ニ対スル罪		重禁錮三年監視一年	明治十六年十月二十一日		上野町大字丸ノ内	山本栄吉	

ここには、大林氏がいわれるような「安濃津地方裁判所」という記載はない。安濃津地方裁判所は、明治二十三年十一月一日、裁判所構成法の施行に伴い、安濃津始審裁判所を改組したものであるから、明治十六年当時にはそうした名称の裁判所は存在しないのである。それはともかく、この前科者名簿の記事には疑問が多い。例えば「十六年十月二十六日」という日附は、山本事件とは無関係のものである。また「重禁錮三年監視一年六月」というのも「重禁錮三

年半」の誤りで、また罰金百円が洩れているが、刑法第百十七条の場合、罰金はかならず重禁錮に附加すべきものであるから、それを欠くことはありえない。なお、前掲警察史に「控訴」とあるのも誤りで、当時の刑事裁判では「控訴」はなく、ただ上告のみがみとめられていた。要するに、前掲前科者名簿の誤つた記事が原因となり、山本事件の上告をめぐり、これまで種々の臆説⁽⁸⁷⁾が行われたものと考えられる。

山本事件の上告審の大審院判決は、明治十七年四月二十八日、言渡があつた。上告棄却である。本人が上告してから、実に一年三ヶ月を経過しての判決である。この上告棄却を報道した新聞は、私の知る限りではみあたらない。

当時の刑事裁判における大審院の上告審は、上告が行われてから早ければ二カ月、遅くとも七、八カ月程度で判決がでるのが通例である。山本事件と相前後して発生した他の不敬罪事件の例をみるに、高知の森田馬太郎事件⁽⁸⁸⁾（十五年一月十六日・高知軽罪裁判所、同年八月二十四日・大審院、棄却⁽⁸⁸⁾）、神戸の稻倉儀三郎事件⁽⁸⁹⁾（十六年三月二十二日・神戸軽罪裁判所、同年五月二十二日・大審院、棄却⁽⁸⁹⁾）、水戸の熊谷成三事件⁽⁹⁰⁾（十六年五月三十一日・水戸軽罪裁判所、同年十月十六日・大審院、棄却⁽⁹⁰⁾）、浦和の古林繁越事件⁽⁹¹⁾（十六年七月十四日・浦和軽罪裁判所、同年十月九日・大審院、棄却⁽⁹¹⁾）など、いずれも上告以後二カ月乃至七カ月で大審院判決がだされておられ、不敬罪なるが故にとくに判決までに長期間を要したという形跡は全くない。しかし、山本事件と同じく判決までに長期間を費した不敬罪事件が、他になかつたわけではな

い。高知の坂崎斌事件⁽⁹²⁾（十五年二月七日・高知軽罪裁判所、十六年三月十六日・大審院、棄却⁽⁹²⁾）、富山の河上伯義事件⁽⁹³⁾（十五年六月二十一日・富山軽罪裁判所、十七年四月十四日・大審院、棄却⁽⁹³⁾）が、それである。前者は一年一カ月、後者は一年十カ月を経ている。山本事件の場合、これらの事件と共に、異例とみてよからう。

山本事件の上告審が、このように長期間を費した理由は何か。私には、大審院部内に、被告に対する同情論があつたためと推察する。

明治十六年七月、三重県地方を視察した関口議員の復命書附属文書の中に、第一審関係書類がふくまれていることは、すでに冒頭で述べた。このことは、関口議員が、山本事件について特別の関心をもつた何よりの証拠である。彼は、復命書の中の「犯罪ノ状況」の部で、山本事件を採りあげ、次のように述べている。句読点・手塚。

右犯罪ノ根原ヲ繹タルニ、中学校ノ教員及ヒ生徒中、洋学者流ト漢学者流ト兩派ニ分レ、互ニ冠讐ノ如ク相敵視スルノ風アリ。偶、昨冬、被告山本栄吉始メ其他ノ者卒業退校スルモノアルニ会シ、漢洋兩教員ヲ聘シテ祝宴ヲ開ク。席上、酒闌ナルニ及ンテ、洋学派ノ一人山本栄吉、漢学教員宮内黙蔵ニ対シ、口論ノ末、天皇ニ対シテ不敬至極ナル言ヲ発シタルモノト見ヘタリ。其言タル固ヨリ暴悪毫モ貸スヘカラサル者ト雖モ、退テ其実情ヲ察スレハ、別ニ禍心ヲ包蔵シテ然ルニアラス。全ク酒狂者ノ暴言ニ過サルモノノ如シ。近来、書生ノ流、居常忠信篤敬ノ涵養ヲ蒙ラス、一向ニ知弁ヲ以テ競進セルノ弊ヲ生シ、往々如此所為ヲ見ルニ至ル歟。故ニ其事タル固ヨリ政府ニ対シ深遠ナル心実アルニ非ラ

ス。全ク一時ノ失言ニ過キサルナリ。然リト雖モ、国ニ律アリ。既ニ法庭(本誌)ニ告発スル所トナリタル以上ハ、亦恕スヘキノ道ナシ。漸ク中学ヲ卒業シタル少年輩ニシテ、酒上暴言ノ為メニ大罪人トナリ、三年有余ノ星霜ヲ獄中ニ経過セサルヲ得サルニ至ル。其情亦惘然ノ至リナリ。

彼は、山本の言を「酒狂者ノ暴言」「一時ノ失言」とし、それがため、「中学」卒業の「少年」が、「三年有余ノ星霜」を「獄中」に過ぎざるをえない不運に同情したのである。元老院議員の立場として、はつきりとはいえないかつたのであろうから、言外に、過重の刑罰であるという所見を仄めかしたとも考えられる。関口議員は、同年九月、栃木県をも視察したから、その裁判所で、前に述べた鶴見由次郎の不敬事件についても、報告をうけた公算は大きい。しかし、彼は栃木県に関する復命書の中で、その事件には全くふれていない。⁽⁹⁵⁾ ということは、彼が山本事件に限り、とくにふかい同情をよせたことを意味する。山本の述べたといわれる「天皇云々」の意味が、宮内教員を指したと思われる事實は別として、その意味を表現通りに理解するとしても、それは関口議員の指摘するごとく「酒狂者」の「失言」であり、その点、他の不敬罪事件とはかなり様相を異にする。そのことから、関口議員は、安濃津軽罪裁判所の処置に疑念をもつたのであろう。これは、当時における政府部内の一有識者の所見である。とすれば、大審院内においても、それと同じような見解をもつ判事があつたことも、十分考えられる。

治罪法第四百十條によると、上告の条件はすべて法律適用の問題

に限り、事實の認定、量刑の適否などは、上告の理由にはなりえない。山本がいかなる点を理由として上告したかは、上告趣意書が残っていないから正確にはわからないが、大審院判決書から逆に推測すると、「各証憑ハ共ニ犯罪ヲ確認スルニ足ラス」「裁判官カ推測ヲ以テ事實ヲ認定」した点を不服としたものである(本誌九二頁参照)。山本としては止むをえなかつたことであらうが、この理由でははじめから敗訴は明らかであつた。前に述べたごとく、情情的には山本の立場に同情し、刑の重すぎる点に注目した判事もしいたとすれば、彼等は山本の上告を早々に却下することは、情においていかにも忍びがたく、さりとてそれを救済する法律手段はなく、苦慮したにちがいない。かくて、荏苒と一年三カ月を経過し、遂に止むをえず上告棄却の判決を行つたものと、私は考えたい。坂崎事件については、その理由がわからないが、河上事件については、山本事件と類似した理由⁽⁹⁸⁾で、大審院の判決がおくれたものと思われる。

大審院の上告却下によつて、刑の確定した山本は、津の三重県監獄に収容され、服役したと思われる。刑期から計算すると、明治二十年十月に出獄した筈である。出獄後一年六カ月は「監視」⁽⁹⁹⁾の刑に服した。

これまで、山本は「労役幾年の後出獄したるも後神経病に罹り不婦の客となりぬ」⁽¹⁰⁰⁾とか、あるいは「三年半の刑期をおえて出獄し、しばらく新聞関係に働いていたが、獄中の苦痛が応えたものか、二十三歳で夭折した」⁽¹⁰¹⁾とかいわれていたが、彼の逝去は明治三十六年

七月二日である。元治元年二月二日生れであるから三十九歳であつた。津の乙部寺町の天然寺に葬られたが、現在、墓碑は残つていない。⁽¹⁰⁾

(1) 関口隆吉氏とその養嗣子隆正氏の旧蔵書約二千冊は、昭和三年、静岡県立藝文庫(現在の県立中央図書館)に寄贈され、現在「久能文庫」として収蔵されている(昭和四十四年三月、「久能文庫目録」が刊行された)。この中に、明治十六年、元老院議員関口隆吉が、千葉、茨城、栃木、三重、岐阜、愛知、静岡、神奈川、東京の一府八県を特命視察した際の関係文書である「巡察復命書」九卷、附録一卷、「関口議員視察特別書類」九卷、「土族ノ景況」八卷がある。これらは、復命書の草稿と、復命書執筆に利用した参考資料であり、いずれも筆写本である。関口泰氏は、この文書を府県別に整理編集した出版を計画され、昭和十五年、「関口元老院議員地方巡察復命書」(巖松堂版)として、「栃木県」と「静岡県」の二冊を公刊されたが、その他の府県については遂に未刊に終わった。これに先きだち、昭和十四年、関口氏は、東京、千葉、神奈川の部分を、静岡において印刷に附されたことであるが(前掲地方巡察復命書・栃木県の部・巖松堂版・凡例一頁参照)、これは出版されなかつた模様である。最近、岐阜県立図書館は、岐阜県の部分を整理編集し「関口議員巡察復命書」と題し、「美濃国民俗誌稿」と合冊(昭和四十二年)して公刊した。いずれにもせよ、三重県の部分は、現在までのところ覆刻、公刊の企画もないようである。因みに、明治十六年の地方別視察は、参事院議長山県有朋の建策によるものであつた(山県「時弊を論じ政綱を振起せんとする方法を論ず」および「元老院及参事院議員の地方政情視察方建議」明治十五年、大山梓編「山県有朋意見書」・昭和四十四年・一〇八頁以下、一三三頁以下等参照)。

(2) 「三重県史」下編(大正七年)・一三四頁以下。

(3) 前掲書・一三八頁。

(4) 戦前、津地方裁判所検事局には、判決原本は当然保存されていたであろうし、またその他の裁判記録も公判始末書のみならず予審関係書類などもあるいは保管されていたかも知れない。他方、津の刑務所にも当然関連文書が残存していた筈である。それらが遂にいちども参照されないまま、戦災によつて消失したことは、寔に惜しまれる。

(5) 「新聞集成・明治編年史」第五卷(昭和十年)・二二九頁。

(6) 田中惣五郎「資料日本社会運動史」第一卷(昭和二十一年)・一四六頁以下。

(7) 高桑未秀「日本学生社会運動史」(昭和三十年)・一六頁—一七頁。

(8) 阿部真琴、今井林太郎、井上薫編「大学日本史(4)・近代上」(昭和三十五年)・史料の部に、田中・前掲書の大要を引用している(八〇頁—八二頁)。

(9) 関口泰「明治十六年代の教育事情(下)」・教育・昭和十六年十二月号・七〇頁以下。ここには、公判始末書は、その一部分が引用されているにすぎないが、関口議員の復命書の中にある山本事件に対する所見(本誌七四頁参照)は、その全文が引用されている(八三頁以下)。

(10) 服部良一「津中第一回卒業生の不敬罪問題について」・ふびと・第三号(昭和二十九年七月)・一頁以下。これは、山本事件の研究に裁判記録を利用した最初の労作であつたが、何分にもガリ版刷の部内誌であつたため、残念ながら一般的にはほとんど知られていないように思われる。

(11) 大林日出雄「明治十五年津中學生不敬事件」・歴史評論・昭和三十一年一月号・七九頁以下。

(12) 大林・前掲不敬事件・八三頁以下。大林氏は、服部教授の前掲論文の存在には全く言及されず、また、裁判記録の覆刻原本を「裁判記録写」(静岡県立図書館藝文庫所蔵)とのみ記されている(大林・前掲不

敬事事件・七九頁）。大林氏は別の機会にも「ある人に事件の概要を話した処、それとよく似た裁判記録を静岡の県立図書館で見た事があるとの事で、早速その記録の写を見ると、それはまぎれもなく明治十六年一月十九日付安濃津軽罪裁判所の「山本栄吉一件公判始末書、同裁判言渡書」であつた」（大林「津中学事件の調査と私——主人公山本栄吉の墓を御存知ありませんか」・陳川昭和会々報・第五号・昭和三十五年八月・三頁）と述べられ、どのような経路で「裁判記録写」を入手されたかについては、遂に明らかにしておられない。しかし、私が服部教授から直接伺つたところでは、同教授が静岡で入手され、前掲論考に利用された写本を、大林氏に貸与されたことである。なお、註24）・参照。

(13) 伊勢新聞社編「三重」（昭和三十七年）・九九頁。

(14) 「三重県警察史」第二卷（昭和四十年）・四六五頁以下。

(15) この放送台本は、熊谷昭吾作「三重津中学事件」で、陳川昭和会々報・第四号・昭和三十四年十一月・二頁以下、第五号・同三十五年八月・四頁以下に連載されており、それには「資料提供者大林日出雄」と註記されている（第五号・四頁）。この会報は、津中学、津高女、津高校の共同々窓会誌であり、私は、大林氏の御好意で入手した。その学恩を謝す。

(16) 岡正基「深い霧」・アイオロス（三重文学協会機関誌）・第五号・昭和四十一年四月・一頁以下。これは、山本栄吉の日記の形式（明治十五年十一月二十三日から翌年二月三日まで）で書かれた中編小説で、その末尾に、大林氏の論考を素材にした旨が附記されている。なお、この雑誌アイオロスは、三重県警本部の山本定雄警視および大林氏からいただいた。その御好意を謝す。

(17) 群像・昭和四十年五月号に、伊藤整、大岡昇平、中村光夫、平野謙氏らの選者短評が載っている（六六頁以下参照）。

(18) 真弓六一「津高等学校小史」第三四回——第四二回（津中学の巻）

明治十六年・津中学卒業生不敬罪事件の裁判記録

山本栄吉事件・昭和四十一年六月二日、六日、九日、十三日、十六日、二十日、二十四日、二十七日、七月二日・伊勢新聞。

(19) 昭和四十二年七月八日・中日新聞。この記事は、当時静岡支局在勤の記者小川達郎氏の取材に係る。

(20) 滝嘉三郎「中学生の不敬事件——関口議官の復命書から——」・うわさ・昭和四十四年十一月号・三〇頁以下。

(21) 菊山九國「山本栄吉外伝」・一日一思想、昭和四十二年六月三日・伊勢新聞。

(22) 菊山九國「享女」句文集・一目の居（昭和四十四年）・二〇一頁以下。なお、菊山氏は、山本栄吉の母の姉の孫に当る人である。

(23) そのほか、毎日新聞社刊「東海の百年」（昭和四十三年）附録年表の明治十五年十一月の条に「津中学で不敬事件起こる」（一八七頁）の記事があり、また、真弓六一「山本栄吉事件」・「三重の百年」・昭和四十四年四月十九日・朝日新聞三重版などもある。

(24) 例えは、「弑」は「殺」に、「此」は「然」に、「答」は「言」に、また片仮名の「シ」は「レ」に、「ン」は「シ」に、ほとんど全て誤写され、そのほかの誤写、脱字もかなり多く、誤りを合計すると数十カ所に及んでいる。不明確な文章があるのは当然であろう。例えは、公判始末書の中で「右ヨリテ裁判官ハ此裁判ニ付レ不服ナレバ云々」（大林・前掲不敬事件・八六頁）とあるが、これを原本についてみると「右了リテ裁判官ハ此ノ裁判ニ対シ不服ナレバ云々」（傍点・手塚（本誌九一頁参照）である。これら誤りの中には、印刷の誤植（平仮名、片仮名の混同もかなりある）あるいは大林氏が転写の際の誤記もあるかと思われるが、その多くは、大林氏が覆刻に利用された「裁判記録写」そのものの誤りであろう。大林氏が覆刻文の前註で「記録文中誤字及び大意のこれぬ個処あるも葵文庫所蔵の写本のままにすることを御断ります」（大林・前掲不敬事件・八三頁）と述べておられるが、正確にいえば、大林

氏が利用されたのは「葵文庫所蔵の写本」(それが関口文書であることについて、大林氏は全く指摘しておられない)ではなく、それを転写した「裁判記録写」であり、「誤字及び文意のとれぬ個処」があるのはそれであつて、葵文庫の写本ではない。

(25) 例えば、松尾章一氏は「自由民権運動期の天皇論」において、山本事件を採りあげ、大林氏の覆刻から公判始末書の一節「皇帝陛下ヲ殺セザレバ日本ノ文明進歩セズ云々」を引用しておられるが(自由民権思想の研究・昭和四十年・一五二頁、一六三頁註10・参照)、「殺」は「殺」の誤りである。前掲三重県警察史も、これと同じ誤りを承継している(四六五頁)。

(26) この宴会の日は、第一審判決書では「十一月二十一日」となつてゐるが(本稿九一頁参照)、公判始末書では、検事の陳述被告の答弁共に「十一月二十一日」となつてゐる(本誌八八頁参照)。第一審判決を報道した当時の新聞も、「二十一日」とするものと(例えば明治十六年一月三十一日・東京日日新聞)、「二十一日」とするものがある(例えば明治十六年二月八日・土陽新聞)。どちらとも確めえないので、ここでは一応、公判始末書の日附にしたがつておく。

(27) 公判廷における山本被告の陳述による(公判始末書・本誌八八頁参照)。

(28) 前掲三重県史・一三八頁。

(29) 明治四十一年の赤旗事件の被告の一人が留置場の壁に「一刀両断天王首、落日光寒巴黎城」と書き、不敬罪に問われた。絲屋寿雄氏は、これは「中島勝義のルイ十六世をよんだ詩の作りかえ」といわれている(菅野すが・一一二頁)。この「詩」は、前掲三重県史にいう「中島近義作『読仏蘭西革命史』と同じであらう。「勝義」か「近義」か、いずれが正しいか、私は確めえない。

(30) 大林・前掲論文・八〇頁、真弓・前掲津高校小史・昭和四十一年六

月九日・伊勢新聞。

(31) 宮内職蔵は旧亀山藩士、鹿川と号す。弘化三年二月生、幼時、藩の儒者山本眉山に学び、後津藩の斎藤拙堂、土井整牙に師事す。若くして藩校教師に選ばれ、維新後、藩の学制改革に参加、明治七年十二月、上京、内務省地理寮に十五等出仕として勤務(明治九年七月「官員録」・十九枚表、故郷へ帰つて十三年八月、津中学教員となり、十六年退職、三重県八等属(明治十六年十月「官員録」・二五一枚表)を経て上京、ふたたび内務省地理寮に八等属として勤務(明治十七年七月不詳「官員録」・三一枚裏、十八年若手県へ転じたが間もなく上京、陸軍經理学校、日本中学、跡見女学校、二松学舎などを経て国学院大学教授となり、勤続二十数年、大正十四年九月、亀山に帰り、七十九歳で逝去。著書に「伊勢名勝志」をはじめ教種がある(とくに註記したもの)のをのぞき、浅野松洞「三重先賢伝」・昭和六年・二六四頁による)。

(32) 明治十五、六年頃の伊勢新聞は、現在、東大明治文庫、三重県各地図書館には、その所蔵がなく、大林氏と山本定雄氏(註16・参照)とが断片的に所持しておられる。私はそれらを借覧した。その学恩を謝す。

(33) 「輕罪裁判」・明治十六年一月二十六日・伊勢新聞。

(34) 大木本弥は福井県人、明治十四年に津中に来任(真弓・前掲津高校小史・昭和四十一年四月十七日・伊勢新聞)、彼は、県庁十等属を兼任していたといわれる(前掲三重県史・一三五頁)。明治十四年八月「官員録」には、三重県十等属として在職するが(三〇枚裏)、同年五月または九月の「官員録」には、その名がみえていないから、県庁属との兼任は暫定的であつたのであらう。津中退職年月その他詳しい経歴は不明である。

(35) 楓井純は旧津藩士、古斎と号す。藩の儒者土井整牙の次男、嘉永三年三月生。明治十五年七月から十六年末まで津中に在勤、二十四年五月、四十一歳で逝去した(真弓・前掲津高校小史・昭和四十一年四月二

十一日・伊勢新聞、浅野・前掲先賢伝・七八頁による。

(36) 前掲軽罪裁判・明治十六年一月二十五日・伊勢新聞。

(37) 前掲軽罪裁判にも「彼の唐人の教師等が差出せし意見書云々」(傍点・手塚)と述べている(明治十六年一月二十八日・伊勢新聞)。

(38) 前掲軽罪裁判・明治十六年一月二十八日・伊勢新聞。なお、この伊勢新聞の連載記事「軽罪裁判」をめぐることは、宮内教員からの記事取消申入れ、県庁からの掲載中止の要請などあり、一月二十八日号の記事を最後に、連載が打ち切られたが、その後も、津中生徒から投書で賛否の意見が寄せられ、紛糾がしばらくつづいた。その事情は、真弓・前掲津高校小史・昭和四十一年六月二十四日、二十七日・伊勢新聞に詳しい。

(39) 柴田是は三重県人、明治十一年、三等訓導補助として郡受持訓導(後の視学)に任ぜられている(前掲三重県史・一〇六頁)。後八九等属(明治十四年九月「官員録」・二二九枚表、八等属(明治十五年七月「官員録」・二五七枚裏)を経て御用掛准判任に転じ(明治十六年六月「官員録」・二六三枚表、さらに警部に就任明治十八年八月「官員録」下・三四枚表、内務省警官練習所を修業、明治二十二年、宇治山田署長に就任したが(前掲三重県警察史・六三三頁)、その後の経歴は確めえない。

(40) 林正幹は兵庫県人、明治九年一月開校の三重師範学校三等訓導である(前掲三重県史・二二五頁)。後七等属(明治十四年九月「官員録」・二二九枚表)を経て六等属(明治十五年七月「官員録」・二五七枚裏)に進み、明治十八年まで在職しているが(明治十八年八月「官員録」下・三三枚裏)、その後の経歴は確めえない。

(41) 津中学創立当初の状況は、真弓・前掲津高校小史・昭和四十一年一月十日—五月二十六日(一回—三十三回)・伊勢新聞に詳しい。なお、前掲三重県史・一三四頁以下参照。

(42) 酒井良明は旧福井藩士、嘉永五年四月生、明治七年十一月慶應義塾入門、九年七月本科卒業、津中学退職後、義塾へ帰り、幼稚舎に在勤、

後品川毛織、三越、朝日肥料などの重役を歴任(慶應義塾出身名流列伝・明治四十二年・七八四頁)、昭和五年、七十八歳で逝去した。

なお、第一回卒業生六名の内、次の三名は、慶應義塾に入学した。深井万吉(十六年三月入門、十八年四月本科卒)、松尾侃次郎(十五年十二月入門、十七年七月本科卒)、中矢四郎(二十年九月入門、二十二年四月正科卒)。酒井校長はじめ慶應義塾出身教員が、生徒に対し、いかに大きな影響をあたえたかが、わかるであろう。

(43) 前掲三重県史・一三七頁。

(44) 岩越重暢は、神奈川県人、明治七年十月、慶應義塾へ入門、同九年七月、本科卒業。詳しい経歴は不明である。

市川勝太郎は、和歌山県人、明治八年六月、慶應義塾へ入門、同十一年四月、本科卒業。後に立教中学の教諭であった。昭和二十年、九十四歳で逝去した。

(45) 小林正太郎は、洋学派の教員と推定されるが、経歴は一切不明である。あるいは、事務職員であったかも知れない。なお、真弓・前掲津高校小史・昭和四十一年四月十七日・伊勢新聞参照。

(46) 明治十五年三月二十八日・伊勢新聞が、「県下ニ於テ最モ高等ノ学科ヲ教授スル或学科ノ教師云々」(内容不明—手塚)の記事を掲げたことに對し、津中学の市川、宮内、岩越、小林、小川(銀太郎)ら教員が、官吏侮辱罪(刑法第一四二条二項)で告発、同年四月二十四日、安濃津軽罪裁判所は同新聞編集人平井徳五郎に重禁錮一カ月、罰金十円(裁判官は、山本事件と同じ河野忠三)を宣告した事件がある(真弓・前掲津高校小史・昭和四十一年五月二十四日・伊勢新聞)。このことから、伊勢新聞の記者は招待されなかつたのであろう。

(47) 真弓・前掲津高校小史・昭和四十一年六月二日、六日、十三日、七月二日・伊勢新聞参照。この津中の紛争を、もつとも詳しく報道した当時の新聞は、私の知る限りにおいて、名古屋新聞である。その内容は、

これまで紹介されたことがないので、煩をいとわず、次にその全文を掲げておく(句読点・手塚)。

明治十五年十二月十五日・名古屋新聞

三重県中学校の紛議 同県下の津中学校は、去る(ままた)十三年の創立に係り、爾來生徒の学力は大に進歩して、自由権理の貴ふべく政治思想の發揚せざる可らざるを知り、常に歐洲の文明を致したる所以の理を推究して、我三重県宿昔の耻辱を一洗し、頗る天下に為すあらんと奮発(ままた)碎励して討論演説等を試み居たりし故、当県人民は皆未頼母しく思ひ、来る廿三年国会開設の秋に至らば、必ず我が中学生の内より其職を辱しめざるの議員たるべき者を養生せんと望みを厲し居たりしに、豈に計んや、去十一月三十(ままた)一日、突然学庁より校長酒井良明、書記市川勝太郎の兩氏に辞表を差出す可き旨、内達ありしかば、校長書記には即刻辞表を差出され、教諭岩越重暢氏も亦事故ありとて辞表を差出され、三氏共直に間届の旨達せられたり。今聞く処に拠れば、這の是れ漢学教員尙三名より、頃日来、生徒一般に或は自由を称へ或は民権と呼び、頗りに修身の道を講ずる漢学を蔑視する所以のもの、全く洋学教員の教導する者ならんとの邪推心より窃に学庁へ申出たるに由ると云ぬ。扱此事件につき、当県学務課榎原氏は中学校長心得に、師範学校書記兼教諭佐野氏は同校教諭兼書記に、清水氏は同教授に任せられたり。是に於て生徒は素より英書を主眼として来学する者のみならず、皆其目的を失ひ斯る学校に前途猶遠きの壯年にして、豈に貴重の日を徒過すべきやと、有志四十余名、津伊予町仏眼寺に集合せしが、(ままた)講授清水某は直に該寺に到り、一応寄宿生に面会致度旨を述べて案内を乞ふにより、寄宿生中より寮長二名出てそれに接し、種々面談の末、寄宿生には一先づ本校へ引退くことに決し、夫より更に退校願を認めて一同之れに連印し、委員四名を選んで校長心得榎原氏に差出し、一同復び仏眼寺へぞ引退しが、其退校願は左の如し。

同月十六日・名古屋新聞

三重県中学校の紛議 退校願の寫左に、

退校御願

惟ミルニ生等ノ該校ニ入学シ切磨研磨シ今日ニ至リシ所以ノモノハ、欧米ノ哲学ヲ研究シテ欧米文明ヲ致ス所以ヲ知得シ、他日大ニ為スアランドスルノ志ニシテ、所謂実用必須ノ学ヲ得ルニ在リ。故ニ漢籍ハ目的トスル所ニ非ス。況ンヤ壯年貴重ノ日月ヲ無用ノ学ニ浪費スルニ忍ヒンヤ。生等ノ退学ニ意アル豈ニ一朝一夕ノ輕拳ニ出テタルモノナランヤ

曩日当校ノ改正規則ヲ実施セラル、ヤ、其綱領ヲ熟視スルニ、生等ノ当校ニ入学セン時ノ規則トハ異ナリテ、經濟歴史ノ実用原書一冊タモナク、生等ノ希望スル所ノ実用ノ学ヲ学ブニ由ナク、既ニ退学ノ萌シアリキ。然ルヲ逡巡遲延シテ今日ニ至リシ所以ノモノハ、尚ホ生等ノ授業ヲ受ク可キノ堂々校長某教員其人ノ存スルアツテ生等ノ陶冶スル所未タ斷尺滅亡セサルニ由ルナリ。然ルヲ嬰子慈母密ナラサルノ察々潔白校長教員ニシテ忽焉辭職セラレタリ。生等熟慮スルニ、斯ノ如ク洋学教員ノミ斷然辭職セシメラレタル所以ノ者、之ヲ約言スレハ即チ漢学ヲ一層旺盛ニシ、実用書即チ英書ヲ第二段ニ置カント欲スルノ主義タリ。然レハ生等最早此校ニ依然留テ教授ヲ受クルハ、大ニ屑シトセサル所ナリ。何トナレハ、生等ハ英書ヲ主眼トシテ本校ニ入学セシ者ナレハナリ。然レトモ生等ハ決シテ本校ヲ怨ムニアラス。唯学科ヲ不滿不平トスルノミナレハ、若シ旧規則ノ如ク、經濟歴史ノ実用原書ヲ増加シ、又旧校長教員ヲ回復シ、生等カ渴望スル所ノ実用原書ヲ第一段ニ置キ、漢籍ハ唯々普通科ノ飾リニ置キ、自由ニ演説討論ヲ研究スルコトヲ得セシメナハ、一步ヲ譲リテ依然本校ニ留リテ勉勉セン。サレトモ今日ノ景況状ヨリ觀察ヲ下ストキハ、前者ヲ希望スル、恰モ百年黄河ノ清ヲ待ツト同輩ナレハ、到底生等ノ意ヲ貫徹スルコト

能ハサル、柄乎トシテ明晰タリ。故ニ同意ノ諸君ト断然退學シテ他ニ良校長ヲ求メ、生等ノ熱望スル經濟歴史ノ学科ヲ修ムルヨリ外アラサルナリ。故ニ本校ノ如キモ生等ノ如キ剛慢不遜ノ生徒ヲ養生董陶セシムルモ、又何ノ裨益カアランヤ。故ニ願クハ格別ノ旨ヲ以テ生等ノ退學ヲ許可被下、別ニ唯々柔順ノ着実生徒ヲ招募セラレンコトヲ、生等懇望ノ至リニ堪ヘザルナリ。

明治十五年十二月一日

三重県津中学校長心得

柚原具致 殿

四十余名連署

同月十七日・名古屋新聞。

三重県中学校の紛議 斯而校長心得を始め書記教員の人々には、一同密談の上、同意生徒四十余名を、仏眼寺より呼来り仮応接所へ延入て、数名の教員其前後左右を監視し、又校の周囲を巡検して、大小便の外、決て応接所へ出るを禁じ、数名の学務科員出張の上、一名宛を呼出して退校の理由をば詰問されしが、生徒は固く執て素志を變せず、滔々答弁の末、頗る其検束を憤り、不平を鳴て一時応接所は鼎の沸くが如くなりしが、右詰問全く終りたるは、夜一時頃なりき。既にして翌二日九時頃及び、又委員其他二名都合六名を呼出して、退學申付らる。其文左の如し。

津中学生徒某

一昨日伊予町仏眼寺ニ於テ衆生徒ト集議ノ末連署退校ノ儀申出候段全ク其方及某々等ノ煽動ニヨルモノト認定ス。由テ規則第七条第五十条第三項ニ照シ退校申付ル

明治十五年十二月二日

三重県津中学校

是に於て六名の者は、校長心得及び書記に面会して、其申渡の理由

明治十六年・津中学卒業生不敬罪事件の裁判記録

に就き弁明せられんことを乞ふて云やう。六名の者には決して煽動の覚えなく、全く四十余名の連署退校を出願せしは、意氣着投せし者なり。然るに六名に限り退校せらるるは奈何なる者ぞと、然るに書記は我答弁する限りに非らずと答えたれば、続て校長心得に尋ねしに、流石校長心得は諸君の入学を許可するも本校の権内にあらば、また退校さするも苦しからず、宜く速かに退校せよと、怒氣を含て答えられたれば、右六名は其不当なるを詰り、非是答弁せられんことを乞ひたれども、只権内にありとのみにて答えられず。因て止むを得ず是迄の校息を謝し、悠然として退校せり。

同月十九日・名古屋新聞。

三重県中学校の紛議 擬是時に、右六名外の同意者は、一同校務所に来集し、ノフノの声を発して云へるやう、我々も共に計画せし者なるに、特り彼等六名を退校せしめて、我々に退校を命ぜざるは、道理上に於て決してあるまじき事なり。矧んや我々の退校は、固より我々の心中より出たる者にして、彼六名に煽動せられたる訳に非るをやと、異口同音に呶々すれば、教員は之を制せんとすれど、益す激しく退かず、然れども、這は是れ六名同様弁解を要するの限りに非ずとて、詮方なくも打捨置れたり。既にして其中の寄宿生には、各々一週間の禁足を申付け、夫より新寮長公撰の事を達せられたれば、寄宿生は又一同之れに答ふるやう、我々曩きに此人ならば不都合なしと確信の上公撰したる寮長にして、俄然不都合なる廉ありとて退校申付らる。就ては今回公選するも、亦前同断の事を惹起するの恐れなき能はず、依て一名毎に当校の規則を配布せられ、且つ一応全体の講義をなされ度との事にて、尚ほ彼の四十余名の同書を以て六名の退校を命ぜられたる理由を明白に認め、答弁せられん事を乞ひたれども、矢張答弁す可きの限りに非ずとの指令にて却下せらる。是に於て乎、学生の間々は、津寺町西来寺にて一會議を開き、我々も共に退校を申付られ度

旨の歎願書を認め差出せし所、明日の日曜休暇なれば、明後日を見て、何分の指令に及ぶ可しと達せられし由。是を以て之を觀れば、到底奈何なる結果を、我三重県の教育上に及すや、未だ知る可らざるなり。此の記事をやや圧縮したものが、名古屋新聞に先きだち、十二月十日、十二日・朝野新聞にすでにでている。両新聞共に、何か別の新聞(伊勢新聞か三重日報か?)の記事を典拠にしたようにも思われるが、いま、それを確めえない。なお、この朝野の記事に対し、三重県庁から取消しの申入れがあつたため、同新聞は「取消」の記事を掲げた(同年十二月十七日・朝野新聞)。名古屋新聞に対しても、同様の申入れがあつたものと思われる。

(48) 第一審判決を報じた新聞の中には、宮内省が「告発」したとするものがあり(例えば十六年二月八日・土陽新聞)、最近の研究でも「宮内教師は、山本本業生を正式に告発云々」(田中・前掲社会運動史・一四六頁)としたものがあるが、「告発」を法律用語とすれば、それは誤りである。なぜならば、告発状の名義人は柴田であつて、宮内ではないからである。

(49) 治罪法の関連条文は、次の通りである。

第九十三条 何人ニ限ラス重罪軽罪ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ犯罪ノ地若クハ被告人所在ノ地ノ予審判事検事又ハ司法警察官ニ告訴スルコトヲ得

予審判事告訴ヲ受ケタル時ハ第百十四条以下ノ規則ニ従ヒ其処分ヲ為ス可シ

検事告訴ヲ受ケタル時ハ第百七条ノ規則ニ従ヒ其処分ヲ為ス可シ

(第四項、第五項 略)

第九十四条 告訴人ハ成ル可ク其証憑及ヒ事実参考ト為ル可キコトヲ申立ツ可シ

(第二項 略)

第九十五条 告訴ハ告訴人ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ為ス可シ

(第二項、第三項 略)

第百十四条 予審判事ハ重罪軽罪ニ付キ直チニ告訴又ハ告発ヲ受ケタル時ハ召喚状ヲ以テ被告人ヲ呼出シ之ヲ訊問スルコトヲ得若シ引続キ取調ヲ為ス可キ者ト思料シタル時ハ其事件ヲ検事ニ送致ス可シ

第百七条 検事犯罪ノ捜査ヲ終リタル時ハ左ノ手続ヲ為ス可シ

一 重罪ト思料シタル事件ニ付テハ予審判事ニ予審ヲ求ム可シ

二 軽罪ト思料シタル事件ニ付テハ其輕重難易ニ従ヒ予審ヲ求メ又ハ直チニ輕罪裁判所ニ其訴ヲ為ス可シ

(以下略)

(50) 始審裁判所は、官庁としての裁判所名であり、輕罪裁判所は治罪法上の裁判所名である。治罪法第五十四条に「始審裁判所ハ輕罪裁判所トシテ其管轄地内ニ於テ犯罪シタル輕罪ヲ裁判ス」とある。

(51) 予審判事の氏名は明らかでない。安濃津始審裁判所に在職の判事は、明治十五年七月「官員録」によると、上田、飯島宗明、富田信武、高島正載、勝川宝太郎、布田宣行、神原実政の七名(二〇五枚表)、十六年五月「官員録」によると、飯島宗明、富岡信武、高島正載、勝川宝太郎、新田義敏、池田房明、川角有忠の七名(二〇枚表裏)である。この中の誰かが予審判事であつたことは確実である。同裁判所に配属の判事は、所長以外に一名であるから(十六年一月当時は河野忠三すなわち山本事件の裁判官である)、予審判事は判事補から任命されていた筈である。なお、同裁判所の所長は、十六年一月十八日、中尾捨吉から安井讓へ交替した(司法沿革誌・六九四頁—六九五頁)。

(52) 明治十六年一月当時、安濃津始審裁判所に在職の検事補は、横山高成(山本事件公判立会檢察官)、箕浦元嘉の二名である(十五年七月「官員録」・二〇五枚表、十六年五月「官員録」・二〇枚裏)。検事(上席検事一名のみ)は、十六年一月十八日、武内維積から内田常矩へ交替した

(前掲) 司法沿革誌・六九六頁)。山本事件第一審判決の前日、所長並びに上席検事共に転出、中尾は大阪控訴裁判所判事へ、武内は大審院検事へとそれぞれ榮転しているが(十六年五月「官員録」・二七八枚裏、一八一枚表)、山本事件と何か関係があるのかどうか、いま、それを確めない。

(53) 註(49)・参照。

(54) 重罪、軽罪は、明治十五年刑法による「罪」の区別(第一条)で、死刑、無期有期の徒刑、無期有期の流刑、重軽の懲役、重軽の禁獄を主刑とした犯罪は重罪(第七条)、重軽の禁錮、罰金を主刑とした犯罪は軽罪(第八条)である。山本事件の場合、重禁錮を主刑とする第一七条違反の犯罪であるから、軽罪である。

(55) 大林氏が「十六年一月七日山本の予審は開始され云々」(前掲不敬事件・八一頁)といわれるのは、この記事によられたものであろう。しかし、本文に引用したごとく十二月十五日・伊勢新聞に「二昨日」「山本」および他の証人の「安濃津軽罪裁判所へ召喚」の記事があるから、十二月十三日またはそれ以前から、予審はすでに開始されたとみるべきである。なお、前掲三重県警察史(四六六頁)、前掲三重(九九頁)共に、予審開始を「一月」としている。大林説の影響と思われる。

(56) 川村、永田、芸妓二名、生徒以外の証人召喚の報道はない。なお、川村、永田、芸妓二名の証人召喚が事実とするも、それらの人の予審調書は、証拠としては提出されていない。

(57) 磯谷は大学予備門入学のため、すでに上京していた。この磯谷の取調は、治罪法第七十二条第二項「若シ証人管轄地外ニ在ル時ハ其所存ノ地ノ予審判事又ハ治安判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得」によるものである。

(58) 四人の内、何人が証人として取調をうけたかは明らかでないが、証拠として提出されたのは、松尾侃次郎の証言だけである。

(59) 予審終結言渡書は、現存していない。

明治十六年・津中学卒業生不敬罪事件の裁判記録

(60) 軽罪裁判の場合には、重罪裁判にみられる検事の公訴状の作成はなく、治罪法の次の規定によつて公訴が受理された。

第三百四十七条 軽罪裁判所ニ於テハ左ノ条件ニ因テ公訴ヲ受理ス

一 検察官ノ請求ニ因リ書記局ヨリ被告人ニ對シテ發シタル呼出狀

二 予審判事……其事件ヲ移スノ言渡

この規定は、漠然としているので、施行早々、各地の判検事から質問、請訓が司法省に寄せられた。それによると、例えば同条第一項について「検察官ヨリ公訴書類ニ被告人呼出請求書ヲ添ヘ書記局ニ送付シ同局ハ其請求ニ由テ呼出狀ヲ發シ始テ公訴ヲ受理シ判官ノ管掌ニ帰スルモノナル可シ果シテ然ラハ書記局ヘ呼出シノ請求ト俱ニ始審裁判所長へ宛テ公訴書類ヲ回付スルノ謂レ無之相考候得共如何有之哉」の問に対しては「検察官ヨリ訴訟書類ヲ裁判所ニ回付シ当該判事ヨリ書記ニ命シ呼出狀ヲ發セシムル儀ト心得可シ」と内訓され(明治十五年五月十七日・山形始審裁判所検事請訓、同年六月二日・司法省内訓、同条第二項について「予審判事……其事件ヲ移スノ言渡アリタルモノハ別段検察官ノ請求ヲ俟タス其予審判事……ヨリ直チニ公判ニ付スルモノナルヤ又ハ一応検察官ノ手ヲ経テ而シテ公判ニ送付スルモノナルヤ」の問に対しては「検察官ヨリ公判ヲ求ムヘキモノトス」と回答されている(明治十五年二月廿四日・岡崎始審裁判所判事質問、同年七月十九日・司法省回答)〔治罪法訓令類纂・明治十七年・一〇五頁——一〇七頁参照〕。

(61) 河野忠三は山口県人、山本事件の後も間もなく、司法畑から去つたようであるが、後ち島根県知事(三十一年四月任)、茨城県知事(三十三年九月任)を歴任した(頭要職務補任録・上巻・四九五頁、五五二頁)。歴代茨城県知事について、森田美比氏が「知事の履歴書」を「茨城県史研究」第一二号以降に連載されているので、やがて河野の詳しい経歴が明らかになるであろう。

(62) 横山高成は東京府人、後ちに静岡始審裁判所浜松支庁検事へ昇進し

たが(明治十八年八月「官員録」・二二二枚表、十九年十二月「官員録」・二二枚裏)、その他の経歴は推測でない。

(63) 第二百六十四条には、「被告事件公安ヲ害シ又ハ猥褻ニ涉リ風俗ヲ害スルノ恐アル時ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訊問及ヒ弁論ノ傍聴ヲ禁スルコトヲ得其裁判言渡ヲ為スニ當テハ傍聴ヲ許ス可シ」とある。

(64) 藤崎供秀は、警視庁詰の一等警察使、陸軍歩兵中尉兼四等警視である(明治十五年七月「官員録」・二二六枚裏)。

(65) 磯谷幸次郎「五十五年前の学生生活」・三重県立津中学校校友会雑誌「第七四号(昭和十一年一月)」。真弓・前掲津高校小史・昭和十四年六月二十七日・伊勢新聞による。真弓氏は、雑誌名を記さずに引用しておられるが、その出典は、真弓氏より直接に御教示をうけた。なお、この磯谷談話にも「漢学の先生」すなわち宮内らが、「生徒を告訴云々」とあるが、宮内らは「告訴」したわけではないから、その点、不正確である。註(48)・参照。

(66) 真弓・前掲津高校小史・昭和四十一年四月二日・伊勢新聞。

(67) 菊山・前掲山本栄吉外伝・昭和四十二年六月三日・伊勢新聞。この記事を転載した菊山・前掲句文集には、「獄死」が「入獄」と訂正されている(二〇二頁)。なお、この話は、菊山氏がその供養に出席した唯一人の山本家遺族山本芳文氏(栄吉の次弟の子、現在消息不明)から直接聞かれたものである。

(68) 田中惣五郎氏は、宴席の場面を次のように述べておられる。
宴酣なる頃、彼等は、詩に歌に演説に、おのがじゝ氣焰をあげた。その中に、卒業生の一人である山本栄吉は、立ち上ると、猛烈な口調で、自由民権の説を述べ始めた。一同はハラハラして居る。と云ふのは、当時の自由と云ふ文字は今日の共産主義と云ふ文字に匹敵し、民権と云ふ文字は、社会主義程度に危険がられ、学生などの此文字を用

ふることを、極力圧迫して居た頃なので、酒に浮かれて居た教師達も今更の様に顔をしかめ出したのである。

山本は、滔々と自由民権を説き述べ礼讃し、そして専制政府を呪つた。その極、専制政府の中心に立つものは天皇であると強調して、専制政府倒すべし、然る後、始めて自由民権の旗は翻るであろうと結論した。

場内は、賛否で轟々とした。教師は総立ちとなつて、彼山本を叱つた。詰つた。罵つた。卒業生の担任教師であつた宮内黙藏は、この失態の責任者として、この暴言生徒山本栄吉を告訴するといきまいた。宴会は滅茶々々になつて仕舞つた(前掲書・一四五頁——一四六頁)。

これは、十六年一月三十一日・東京日日新聞の記事(本誌七二頁参照)をもとにした脚色である。講談、小説ならともかく、「資料」と名づけた学術書の記事としては、余りにも想像がすぎるものといわざるをえない。しかも、この記事が他書にもそのまま援用され(高桑・前掲書・一六頁——一七頁)、ことに前掲大学日本史のごときは、「史料」の部にそれを引用しており(八〇頁——八一頁)、それがあたかも山本事件の実態であるかのごとく伝えられているのは、寔に残念である。

(69) 治罪法第四百六十六条第二項に「被告人ノ白状官吏ノ検証調査証拠物件証人ノ陳述鑑定人ノ申立其他諸般ノ微憑ノ裁判官ノ判定ニ任ス」とある。

(70) 小島徳弥「明治以降大事件の真相と判例」(昭和九年・二〇五頁以下)。この事件は上告されなかつた模様である。

(71) 「法規分類大全」刑法律(四)・四六八頁。この内達は、当時の新聞も、それを報道している(例えば十六年一月二十五日・時事新報、十六年一月三十日・南海日報)。

(72) 山本事件第一審判決の直後、十六年二月五日、神戸小学校校長分枝の教員稲倉儀三郎が、教室で生徒が所持していた明治天皇の写真をやぶ

り、同僚の告発で不敬罪に問われ、同年三月二十二日、神戸軽罪裁判所で重懲三年、罰金百円、監視二年の判決言渡があった。稲倉もまた未成年である（十六年三月二十八日・時事新報、東京日日新聞、同年三月三十日・函右日報等参照）。この事件に際し、神戸始審裁判所検事補井水孝三郎は、告発をうけるや直に司法省の内訓を求めた旨、当時の新聞もそのことを報じている（十六年一月十八日・南海日報）。事実関係が比較的にはきりしているこの事件に対する量刑が、山本事件のそれより軽い点に注意すべきである。なお、註(69)・参照。

(73) 明治十六年一月二十五日・伊勢新聞に掲載された退社広告によると、永田、堀、桜井以外に、田中英治郎という名もみえている。合計四名の記者が退社したため、三重日報社は、事実上潰滅したのである。(74) 大平安孝「三重県新聞史」・「地方別日本新聞史」(昭和三十一年)・二七〇頁。現在、三重日報は東大明治文庫に、十四年二月十日以降十四年四月九日まで所蔵されているが、その後の部分は、どこにも所蔵されておらず、十六年一月休刊当時の同紙をみる事ができないのは残念である。なお、前掲三重県新聞史は、その発刊日を「二月十二日」としているが(二七〇頁)、これは誤りである。因みに前掲三重県警察史は、それを二月十日と正確に述べている(四八三頁)。

(75) (76) 明治十六年一月二十六日・伊勢新聞。大平・前掲三重県新聞史・二七〇頁。

(77) 「福沢諭吉全集」第十七巻・四四〇頁。なお、永田一茂は、千葉隼人、明治七年十月、慶應義塾入門、九年四月、本科卒。後ち伊勢新聞に入社、詳しい経歴は不明である。堀省三(源治)は、旧小田原藩士、慶應三年八月、慶應義塾入門。後ち伊勢新聞へ入社、明治二十四年に逝去した。

(78) 上告は、判決後三日以内になすものとされている(治罪法第四一四条)。この上告に伴い、本人は保釈を請求したが、許されなかつた(十六年一月三十日・伊勢新聞、同年二月三日・朝野新聞)。上告中の保釈

の件については、治罪法に明文を欠くが、原審裁判所の判断によつて、保釈を許すことはみとめられていた(明治十四年十二月二十八日静岡裁判所検事請訓、十五年一月十六日司法省内訓。前掲治罪法訓令類纂・七〇七頁—七〇八頁)。

(79) 当時の新聞報道によると、検事が「死刑」を主張して上告したという説もあるが(十六年一月二十六日・伊勢新聞、同年二月三日・時事新報)、これは事実無根である。なぜならば、第一審公判の論告において、刑法第一百七条違反(これには死刑はない)であるとした(本誌九〇頁参照)。検事が、さらに「死刑」を主張する筈はなく、また、大審院判決書(本誌九二頁参照)をみて、検事が上告した形跡はみとめられないからである。なお、前掲三重県史は、第一審公判で検事が「死刑の論告を試み」(二三八頁)と述べているが、これも誤りである。

(80) 田中・前掲社会運動史・一四六頁。

(81) 高桑・前掲社会運動史・一七頁。

(82) 大林・前掲中学生不敬事件・八一頁。

(83) 前掲三重県警察史・四六六頁。

(84) 私は、上野署長川端晋二警視の御配慮で、この文書を閲覧した。御厚意を謝す。

(85) 治罪法第六十三条以下に、刑事控訴の規定があるが、明治十四年十二月二十八日・太政官布告第七十四号で「治罪法中刑事ノ控訴ニ関スル条件ハ半分ノ内実施セズ」とされていた(前掲治罪法訓令類纂・二六三頁参照)。

(86) この「前科者名簿」は、明治四十一年に、それまでの書類を整理、調製したものであるから、その転記の際、誤記されたものと思われる。

(87) 「前科者名簿」に、第一審判決と異なる日附と量刑とが記載されていることから、それが控訴(又は上告)審の判決日並びに量刑と早合点されたわけである。

(88) 「大審院刑事判決録・明治十五年四月―十二月(新刑法の部)・二七頁以下。

(89) 前掲刑事判決録・十六年四月―五月・四五三頁。なお註(72)参照。

(90) 前掲刑事判決録・十六年九月―十月・三八三頁以下。

(91) 前掲刑事判決録・十六年九月―十月・三二六頁以下。

(92) 前掲刑事判決録・十六年一月―三月・三七五頁以下。

(93) 前掲刑事判決録・十七年四月・一九一頁以下。

(94) 関口・前掲復命書・三重県の部。

(95) 関口・前掲復命書・栃木県の部(厳松堂版)・犯罪ノ状況・一一五頁以下参照。

(96) 上告の条件は、次の通りである。

第四百十條 檢察官及ヒ被告人ハ予審又ハ公判ノ言渡ニ對シ左ノ場合ニ於テ上告ヲ為スコトヲ得

一 法律ニ背キ忌避ノ申立ヲ認可セサル時

二 裁判所ノ構成規則ニ背キタル時

三 法律ニ背キ管轄違又ハ管轄ナリトノ言渡若クハ管轄ニ非サル裁判所ニ事件ヲ移スノ言渡アリタル時

四 法律ニ於テ無効ノ記載ナキ規則ニ背キタル時又ハ無効ノ記載ナキ規則ニ背キタルニ因リ異議ノ申立アリタル場合ニ於テ之ヲ認可セサル時

五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セサル時

六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢察官ノ意見ヲ聴カサル時

七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ為サス又ハ職權ヲ以テ判決スルコトヲ得可キ場合ヲ除クノ外請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ為シタル時

八 裁判言渡ヲ公行セス又ハ傍聴ヲ禁スルノ言渡ナクシテ訊問及ヒ弁論ヲ公行セサル時

九 事実及ヒ法律ニ依リ言渡ノ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アル時
十 擬律ノ錯誤アル時
十一 越權ノ処分アル時

(97) 明治十五年一月二十二日、高知で行つた演説で不敬罪に問われた坂崎斌は、同年二月七日、高知輕罪裁判所で、重禁錮三カ月、罰金二十円、監視三カ月の刑の言渡をうけた。これに対して本人が上告、十六年三月十六日、大審院がそれを棄却したのである(註92・参照)。大審院判決までに一年余を必要とした理由は、理解に苦しむ。

(98) この事件は、河上伯義(善右衛門)が、明治天皇に直願書を郵送したことが、不敬罪に問われたもので、明治十五年六月二十一日、富山輕罪裁判所で、重禁錮三カ月、罰金二十円、監視六カ月の刑の言渡をうけた。これに対して本人は、「天皇陛下ニ直願スルヲ得サルノ法律アルニアラサレハ被告人ハ罪ナキ者ナリ」「直願書ハ觀覽ニ達セス官内卿ヨリ却下アリタルモノニシテ未遂ノ犯罪ナルヤ必セリ」「輕罪ノ未遂犯ハ本條ニ記載スルノ外之ヲ科罰セサルノ成規」なりとして上告、大審院は「恭敬ノ義ヲ失ヒ秩序ヲ紊シ僭越ヲ顯ミス公然直願書ヲ郵送シタルモノナレハ其所為不敬ニシテ之カ觀聞ニ達シタルト否ト問ハス刑ヲ科スヘキコト論ヲ俟タス」として却下したのである(註93・参照)。直願書の内容を確めないが、(明治十五年六月三十日・東京日日新聞も「曾て皇室へ對し不敬の罪ありとて富山裁判所にて取調になりし石川県下越中国下新川郡魚津の河上善右衛門は去る二十三日……と申付られしに不服なりとて上告するよし」と報ずるのみで、手紙の内容にふれていない。なお後考をまちたい)、不敬罪とされたのは、その内容ではなく、郵送の事実であつた。この事件がもしも請願令(大正六年四月五日勅令第三七号)制定後に発生したとすれば、当然に同令違反たるにとまり、不敬罪とはされなかつたであろう。直願書の郵送を不敬罪とすることの可否について、大審院部内で論議があり、それが遅延の原因ではなかつたかと、

推定される。

(99) 監視の期限は、主刑が終つた日から起算された(明治十五年刑法第
四〇条)。監視は、刑法附則(明治十四年十二月十九日・太政官布告第
六七号)によると、「主刑ノ終リタル後仍ホ将来ヲ検束スル為メ警察官吏
ヲシテ犯人ノ行状ヲ監視」(第二一条)する制度で、その刑に処せられ
た者は、主刑満期後、住居地の警察署へ護送され(第二二条)、監視の
票を受領(第二六条)、期間中は、毎月二回警察署へ出頭、謹慎中の状
況を報告、酒宴遊興、群衆参集の場所には参会せず、住居の移転、旅行
などは、警察署の許可を受けるなど(第二七条)、私生活上の制約をう
けた。

(100) 前掲三重県史・一三八頁。

(101) 真弓・前掲津高校小史・昭和四十一年七月二日・伊勢新聞。

(102) 天然寺所蔵の過去帳による。戒名は還淨院本覚理相居士である。

(103) 第一審判決書、大審院判決書共に、生年月日を明記せず「明治十六
年一月、十九歳」としている(本誌九一頁および九二頁参照)。私
は、上野市役所の戸籍謄本によつて、生年月日を確認した。

(104) 山本家は藤堂家の家臣で、四百五十石、郡奉行の家柄で、伊賀上野
に藩邸があつた。父は牧之進、母は友田家の出でりゆう、栄吉は長男、
弟二人がいた。幼時、栄吉は小谷虔齋門下の秀才といわれ、それがため
父は栄吉を新設の津中学に入學させ、一家は津の丸之内に転居した。三
男恒郎は栄吉と相前後して逝去、次男駒吉は後に大阪の開業医であつ
たといわれる。父は大正のはじめに逝去、母は津から次男のもとへ移つ
たが、この次男もまもなく逝去、母は上野へ帰り、大正十年十月に逝去
したという(菊山・前掲山本栄吉外伝・昭和四十二年六月三日・伊勢新
聞。なお、菊山氏は「次の弟恒夫」「末弟駒造」といわれているが、戸
籍謄本によると、次男は駒吉、三男は恒郎である)。このように、一家
が離散したため、墓は無縁仏になつたものと思われる。

明治十六年・津中学卒業生不敬罪事件の裁判記録

前註

(1) 公判始末書は、治罪法第三百七条乃至第三百二十条により、重罪
公判、軽罪公判を問わず、必ず作成され、裁判所に保管される記録で
ある。現在、刑事裁判関係の記録は、検察庁がこれを保管しているが、
治罪法当時の軽罪事件公判始末書が残っている例は、きわめてすくな
い。軽罪裁判の実態を伝えるものは、公判始末書であるから、不敬罪事
件であることは別として、その点からだけでも、明治裁判史の貴重な一
記録である。

(2) 上告判決書は、「大審院刑事判決録・明治十七年四月」に記載され
ているが(四九〇頁以下)、それには裁判官の氏名はなく、また、本誌
に複製した写本と照合すると、多少、字句の誤りと省略がみられる。
(3) 原本の「は」は「ト」に、「ト」は「トモ」に改めた。

山本栄吉一件公判始末書

明治十六年一月十九日判事河野忠三ハ安濃津軽罪裁判所ニ於テ検
事補横山高成書記佐藤静立会ニテ公廷ヲ開キ山本栄吉ガ天皇ニ対シ
不敬ノ所為アリシ被告事件ノ公訴ヲ審判ス

被告ハ書記局ヨリ発シタル呼出状ニ依リ弁護士荒木一作ト共ニ出
廷ス

裁判官 本件ノ訊問弁論ハ公安ヲ害スル者ト認ムルニ付治罪法第
二百六十四条ノ規則ニ依リ傍聴ヲ禁スル旨ヲ言渡タリ

裁判官 被告ノ氏名年齢身分職業住所及出生ノ地ヲ問ヒタルニ
被告 氏名ハ山本栄吉年齢ハ満十九年身分ハ士族職業ハナシ住所
及出生ノ地ハ三重県伊賀国阿拝郡上野丸ノ内ナリト答フ

檢察官 被告ハ明治十五年十一月廿二日三重県津中学校卒業生徒磯谷幸次郎等ト共ニ卒業証書授与セラレシ祝宴ヲ安濃郡津分部町開明樓ニ開キ其宴席ニ於テ皇帝陛下ヲ弑セサレバ日本ノ文明進歩セズトノ語ヲ揚言シタル有罪者ナリ其証憑ハ

一 駅通総監野村靖ヨリ交付シタル磯谷幸次郎宛中矢四郎及深井万吉宛ノ信書各一通

二 証人宮内黙藏柴田是酒井良明松尾侃次郎磯谷幸次郎ノ証言

三 一等警察使藤崎供秀が押取シタル信書ノ中磯谷幸次郎隱居某及中矢四郎深井万吉宛磯谷幸次郎宛ノ信書各一通

四 三重県准判任御用掛柴田是ノ告発書

五 三重県准判任御用掛柴田是ヨリ交付シタル三重県六等属林正幹カ県令代理大書記官下山尚へ差出シタル具申書写等ニ抛リ充

分ナリ

右ハ予審終結ノ言渡ニ依リ公訴ニ及ブト述タリ

書記ハ裁判官ノ指示ニ依リ予審ニ於テノ証人宮内黙藏柴田是松尾侃次郎磯谷幸次郎ノ調書並ニ三重県六等属林正幹カ県令代理大書記官下山尚へ差出シタル具申書写並ニ磯谷幸次郎方隱居某及中矢四郎深井万吉ヨリ磯谷幸次郎宛幸次郎ヨリ中矢四郎深井万吉宛ノ各信書ニシテ本案ノ裁判ニ関スル要所ヲ読ム

弁護人 右ノ信書ハ此事件ニ付大關係アル者ナレバ熟閱致シタキ旨ヲ述ブ

檢察官ハ弁護人ノ請ニ応シ信書ヲ示シテ可ナラント述ブ
裁判官ハ信書數通ヲ弁護人及被告人ニ示ス

裁判官 被告ニ對シ明治十五年十一月二十二日安濃郡津分部町開明樓ニ於テ宴會ヲ開キタル原因ト其時ノ景況ヲ陳述セシムルニ

被告 原因ハ多年教育ヲ受ケタルニ付其恩ノ万一ヲ報セシメ為メ明治十五年十一月廿二日被告及磯谷幸次郎深井万吉松尾侃次郎中矢四郎服部保効ガ主トナリ宴ヲ安濃郡津分部町開明樓ニ開キ教員酒井良明岩越重暢宮内黙藏市川勝太郎小林正太郎並ニ兼テ識ル三重日報社員永田一茂堀省三等ノ諸氏ヲ招待シ芸妓三名ヲ揚ケタレトモ其景況ハ素ヨリ酒席ノ事ナレバ何レモ酔テハ歌ヒ或ハ踊リタルノミニシテ別ニ申立ツベキコトナシト答フ

裁判官 被告ニ對シ汝ハ其宴席ニ於テ皇帝陛下ヲ弑セサレハ日本ノ文明ハ進歩セズトノ語ヲ揚言セシヤト問タルニ

被告ハ自分十二三歳ノ時躋猷遺言ヲ讀テヨリ勤王ノ志益々厚ク尔来皇室等ニ對シ不敬ノ所為アル者アレバ同窓ノ友人ト雖モ忽チ弁駁シテ假借セザリシ程ノコトナレバ決シテ如斯不敬ノ言ヲ吐キタルコトナシト答タリ

檢察官 今被告ガ裁判官ノ訊問ニ對シ皇帝陛下ヲ弑セサレバ云々ノ語ヲ発シタルコトナシト此公廷ニ於テ陳述スルハ信ヲ措クニ足ラサルハ勿論ノコトニテ又決シテ怪ム可キコトニ非ス尤ノ次第ナリ苟モ我皇國ニ生レシ者誰カ天皇ニ對シ不敬ノ語ヲ発セシヤ否ヲ再三訊問ヲ受ケシ際不敬ノ語ヲ発シタリト明地ニ白状スルニ忍シヤ今試ニ五六歳ノ小学校ニ登ル生徒アランニ如何ナル志意ニ出テシカ不凶遊歩場ニ於テ被告ガ祝宴ニ於テ發シタル如キ不敬ノ語ヲ發シ之ヲ聞キタル者教師ニ告ゲ教師之レヲ詰問スルニ當リ他ノ花木ヲ折り壁ニ染

書セシ如キ悪技ナレバ明カニ白状シテ其罪ヲ謝ス可ケレトモ斯ノ如キ不敬ノ語ヲ発シタルコトハ決シテ白状セサル可シ是レ童子ト雖モ其事ノ不容易ヲ知レハナリ況ンヤ被告ハ年十九歳ニ滿チ中学校ノ高等学科ヲ卒業セシ程ノ者ナレバ我身ノ弁護上ノコトハ第二ニ置キ恐レ多クモ天皇陛下ヲ弑セサレバ日本ノ文明ハ進歩セズトノ語ヲ吐キタリト白状スルノ理アラシヤ否云フニ忍ヒサルナリ然レトモ磯谷幸次郎発中矢四郎宛信書中山本氏モ酒席ノ一言ヲ以テ拘引ニ相成云々嗚々山本氏ニ於テモ当惑ノコトト推察仕候云々トアルハ即チ磯谷幸次郎ガ現ニ開明樓祝宴ノ席ニ於テ被告ガ天皇ニ対シ不敬ノ語ヲ発シタルヲ見聞セシ故斯ク信書ニ認メタルモノナリ如何トナレバ被告ハ當時宴会ノ主ナレバ其席ニ於テ客ヲ待遇スル前後一言ニ止マラサル可シ然ルヲ酒席ノ一言ト云フハ是則チ不敬ノ語ヲ指シタル者ニテ爾來被告ガ当惑ノ心事ヲ察ンテ斯ク認メタルコト明ナリ又磯谷ヨリ深井ニ宛タル信書ニモ山本氏モ意外ノコトニ相成トアリテ之レ酒席ニテ発シタル不敬ノ一言ガ此ノ如キ事件トハナルマジト思ヒシニ表面キノ騒ギトナリタルトノ意味ナルコト明ナリ之レ間接ノ証ナリト雖トモ其被告ガ不敬ノ語ヲ発シタルヲ直接ニ聞得タル証人宮内黙藏ノ証言アルヲ以テ見レハ被告犯罪ノ証憑ハ充分ナリ其被告ガ如斯ノ言ヲ発スル原因ヲ探求スルニ近來三重県中学校ハ漢学教師ト洋学教師トノ間ニ学派上ノ議論ヨリ軋轢ヲ生シ津洋学家(ママ)ハ漢学家ヲ蔑視スルノ有様ニ至レリ即チ被告ハ洋学ニ心酔スルモノナレハ漢学者宮内黙藏ニ挑激ヲ試ミン為メ如斯不敬ノ言ヲ発シタルモノナリ依テ只今被告ノ陳述スル処ハ真実ノ白状ニアラスト述タリ

裁判官ハ被告ニ対シ汝ハ其宴席ニ於テ小成ニ安シセス云々ト演告シ又宮内黙藏ト議論セシコトアリヤト問タルニ
被告ハ演告ト云フニハ非レトモ小成ニ安ンゼス云々ト云ヒタルコトアリ併シ宮内黙藏トハ別ニ議論セシコトナシ唯「クダ」ヲ卷キタル位ノコトナリト答フ

裁判官 被告ニ対シ汝ハ津中学校ノ洋学教師生徒ト漢学教師生徒トノ間ニ軋轢ヲ生シタルヲ知居ルカト問フ

被告ハ御訊問ノ通り軋轢ヲ生タリ夫レ故今度ノ事件ヲ惹起シタルナリ

弁護人 只今檢察官ノ陳述ニ対シ一々弁護ヲ為サンニ第一磯谷幸次郎發中矢四郎宛ノ信書中「山本氏モ酒席ノ一言ヲ以テ拘引ト相成云々山本氏モ嗚々当惑ト推察仕候云々」トハ酒席ニテ何カ似寄リタル一言ヲ發シタルニ拘引トナリ本人ニ於テモ当惑ノコトトノ意ニテ認メタルモノナラン第二ニ中矢四郎ヨリ磯谷幸次郎宛ノ信書中「山本氏モ以外ノコトニ相成云々」トハ山本氏モ意外ノ冤罪ヲ受ケタリトノ意味ナラント思料ス然レトモ之レ解釈ヲ異ニスルノ論ナレバ裁判官ノ判定ニ任ス又宮内黙藏ノ証言ノ如キハ甚タ薄弱ナリ如何トナレバ今回被告事件ノ如キハ天地ト共ニ恕ス可カラサルコトナレバ其發言シタル現場ニ於テ充分ノ証憑ヲ集メ告発スルノ手續ヲ為サ、ル可カラス而ルヲ宮内黙藏ハ政府ハ変遷スト雖モ皇帝ハ弑スヘカラストノ一言ニテ其局ヲ結ヒタルハ不都合ト云フ可シ又同人等ガ三重県学務課ヘ差出タル陳白書ト題スル書面ヲ見ルニ其主眼タル當ニ洋学者ヲ逐斥シ漢学ヲ盛ニセント其策略ニ汲々タリシ処恰モ好シ此祝宴

ニ際シ被告ヲ奇貨トシ無根ノコトヲ構造シ以テ教育法ヲ改正セントスルニ過ギズ此故ニ洋学教師酒井良明等ノ如キモ今回ノ事件ノ為メニ懲戒ヲ受ケ已ニ辭職セリ斯クノ如キ薄弱ナル証言ヲ以テ此被告事件ヲ罰スルノ材料トナスニ足ラス且又林正幹ノ具申書ノ如キモ文面ニ就テ見レバ詳細ナルガ如シト雖モ其根拠タル皆宮内黙藏ノ陳述ニ出テタルモノニテ仮令ハ影ノ影ナリ故ニ右陳白書及具申書ノ如キモ信スルニ足ラサルモノナリト述タリ

檢察官 磯谷幸次郎等ノ間ニ取替ハシタル信書ノ解釈ヲ異ニスル云々ノコトハ暫ク置キ今弁護人ノ陳述スル所ヲ聞クニ宮内黙藏ノ証言ハ甚ダ薄弱ニシテ且其ノ現場ニ於テ証拠蒐集ノ手續ヲ為サ、ルハ不都合ナリト云フニアリ之レ小官ガ却テ有罪ノ証トスル所以ナリ如何トナレバ宮内黙藏ハ其現場ニ於テ証憑ヲ集メ告発ノ手續ヲ為スコキナレトモ別ニ被告ト怨ミナキモノナレバ暫ク慢過シタレトモ洋字ノ弊ヲ論ジ教育改良ノコトヲ具申スルニ方リ無我無心ニ被告ガ天皇ニ對シ不敬ノ所為アリシコトヲ引証シタルモノナレハナリ又中矢四郎深井万吉ガ磯谷幸次郎ニ宛タル信書中「知ラヌコトハ知ラヌ云々」
「宜敷御注意アレ」又開封ノ恐レアリ云々トアルヲ見レバ幸次郎ガ東京輕罪裁判所予審判事ノ訊問ニ對シテノ陳述ハ事實ヲ尽シタル者トハ認メ難シ其他予審判事ガ蒐集シタル証憑書類ハ裁判官ノ心証ヲ採ルベキ者多シト雖モ小官ハ又別ニ陳弁セズト述タリ

裁判官被告ヲ訊問スルニ

被告ハ始メ宮内黙藏ガ自分ヲ告発シタリト聞キ其理由ヲ詰問セント磯谷幸次郎中矢四郎ト共ニ宮内黙藏方ニ至リタルニ同人ハ病ト称

シ面会セズ且又「開封ノ恐レアリ」云々トハ中学校紛義ノコトヲ指シタル者ニシテ決シテ自分ノ被告事件ヲ指シタル者ニ非ズト陳述ス弁護人 今回ノ被告事件ハ犯罪ノ証憑甚ダ乏シキヲ以テ無罪ノ言渡アル可キモノナリ如何トナレバ予審ニ於テノ証人多シト雖モ一人モ被告ガ果シテ天皇ニ對シ不敬ノ言ヲ發シタリト陳述セシ者ナク独リ宮内黙藏ノ証言アルモ前ニ陳述セシ如ク其言信スルニ足ラズ斯ル薄弱ナル証言ヲ以テ此重大ナル被告事件ヲ罰スルノ材料トナスニ足ラサルハ多弁ヲ費サズシテ明ナリト述フ

裁判官 被告ニ對シ事實ニ付他ニ申立ツ可キコトナキヤト問ヒタルニ前ニ陳述セン如クニシテ他ニ申立ツ可キコトナシト答ヘタリ

檢察官 被告ノ所為ハ刑法第一百七條同第二百十條同第八十一條ニ拠リ三年九ヶ月ノ重禁錮百五十円ノ罰金ト二年ノ監視ニ付セラレシコトヲ請求スト述タリ

裁判官ハ被告及弁護ニ對シ只今檢察官ノ陳述セシ刑ノ適用ニ付異存ナキヤト問ヒタルニ

弁護人ハ前説ヲ拗執シテ証憑不十分ナルヲ以テ無罪ノ言渡アリタシト述フ

被告ハ弁護人ノ陳述スル通りナレトモ若シ刑ニ触ル、ナレバ最下点ニテ処分アリタシト陳タリ

即日裁判官ハ檢事補横山高成書記佐藤静立会ニテ被告山本栄吉ヲ三年六月ノ重禁錮ニ処シ一年六月ノ監視ト百円ノ罰金ヲ付加シ且磯谷幸次郎ヨリ中矢四郎深井万吉宛ノ信書ニ通ハ東京駅通局へ残ル四通ハ磯谷幸次郎へ還付スト言渡タリ

右了リテ裁判官ハ此裁判ニ対シ不服ナレバ三日内ニ上告スルコト及言渡書ノ謄本又ハ抜書ハ自費ヲ以テ要求シ得ラル、旨ヲ告知ス

明治十六年一月廿二日

安濃津軽罪裁判所

書記 佐藤 静

右検閲ス

判事 河野 忠三

右正本ニ抛リ謄写スル者也

明治十六年七月五日安濃津始審裁判所ニ於テ

書記 岡本 逸(印)

※

明治十六年第二十号

裁判言渡書

三重県伊賀国阿拜郡上野

丸ノ内士族無職業

山本牧之進長男

山本 栄 吉

明治十六年一月

満十九歳

安濃津軽罪裁判所ニ於テ検事補横山高成ヨリ公訴ニ及フ山本栄吉カ天皇ニ対シ不敬ノ所為アル被告事件ヲ審理シ予審ニ於テノ証人宮

明治十六年・津中学卒業生不敬罪事件の裁判記録

内黙藏柴田是松尾侃次郎磯谷幸次郎ノ訊問調書押収シタル磯谷幸次郎方隠居某及ヒ中矢四郎深井万吉ヨリ磯谷幸次郎宛幸次郎ヨリ中矢四郎深井万吉宛ノ各信書其他三重県御用掛柴田是ノ告発書等ニ因リ被告山本栄吉ハ明治十五年十一月二十一日伊勢国安濃郡津分部町飲食店開明楼ニ磯谷幸次郎外数名ト共ニ開キタル中学校卒業証書ヲ授与セラレン祝宴ニ於テ皇帝陛下ヲ弑セサレハ日本ノ文明進歩セストノコトヲ揚言セリ即チ天皇ニ対シ不敬ノ所為アル者ト判定ス之ヲ法律ニ照スニ刑法第一百七条ニ天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ストアリ然ルニ被告ハ犯時満十六歳以上二十歳ニ満サル者ナルヲ以テ刑法第八十一条及ヒ第七十条ニ因リ其罪ヲ宥恕シ本刑ニ一等即チ四分ノ一ヲ減軽シ二月七日以上三年九月以下十五円以上百五十円以下ノ範圍ニ於テ被告山本栄吉ヲ三年六月ノ重禁錮ニ処シ百円ノ罰金ヲ附加ス仍ホ刑法第二百十条ニ此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ストアルニ因リ一年六月ノ監視ニ付ス其押収シタル磯谷幸次郎ヨリ中矢四郎深井万吉宛ノ信書二通ハ東京駅通局ニ残ル四通ハ磯谷幸次郎ニ還付スルモノナリ

明治十六年一月十九日安濃津軽罪裁判所ニ於テ検事補横山高成立会ノ上言渡ス

右依正本謄写スル者ナリ

判事 河野 忠三
書記 佐藤 静

安濃津始審裁判所

明治十六年七月五日 書記 岡本 逸(印)

※

宣告書

三重県伊賀国阿拝郡上野丸ノ内

土族牧之進長男

山 本 栄 吉

明治十六年一月

十九歳

明治十六年一月十九日安濃津軽罪裁判所ニ於テ右山本栄吉カ被告事件ヲ審判シ刑法第一百七七条ニ依リ其年齢二十歳未満ナルヲ以本(のまま)刑ニ一等ヲ減シ三年六月ノ重禁錮ニ処シ百円ノ罰金ヲ附加シ仍ホ同第二百二十条ニ照シ一年六月ノ監視ニ付スト言渡シタル裁判ニ服セス被告人ハ上告ヲ為シタリ其要領被告人ハ判文ニ掲載スル如キ不敬ノ言語ヲ発シタル所為アルコトナク其判文ニ挙示スル所ノ各証憑ハ共ニ犯罪ヲ確認スルニ足ラス然ルニ裁判官カ推測ヲ以テ事實ヲ認定シ刑ヲ言渡サレタルハ不当ナリト云フニ在リ大審院ニ於テ治罪法第四百二十五条ノ定式ヲ履行シ判決ヲ為スコト左ノ如シ治罪法第四百六条ニ証拠法ノ原則ヲ定メ諸般ノ証憑ヲ採扱取捨シテ犯罪ノ事實ヲ判定スルハ法律ニ於テ裁判官ニ任從シタル所ナレハ其職権内ニ侵入シ事實判定ノ当否ヲ論弁スルモ之ヲ以テ上告ノ原由ト為スコトヲ得サルモノトス本件上告ノ如キハ専ラ事實証

憑ノ有無ヲ陳弁シ裁判官ノ判定上ニ対シ漫ニ不服ノ旨ヲ訴ヘ覆審ヲ請願スルノ意ニ過キスシテ要スルニ治罪法第四百十条ニ上告ヲ為スコトヲ得ルノ場合ヲ定メタル各項目中一モ適當スルモノアルニ非ス依テ上告ノ理由ナシト判定シ治罪法第四百二十七条ノ成規ニ從ヒ之ヲ棄却スルモノナリ

大審院ニ於テ検事堀田正忠立会宣告ス

裁判長 鳥居 断三

専任 判事 昌谷 千里

判事 土師 経典

判事 薄井 竜之

判事 川村 清輔

書記 石田 轍郎

後記 本稿起草に際しては、多くの方の御援助をうけた。主なる点は註記したが、なお、関口文書の所在の御教示をうけた滝嘉三郎氏、三重地方の調査に並々ならぬ御配慮をうけた真弓六一氏、また、菊山氏のごとも御教示をうけた沖森直三郎氏等の御厚意をここに深謝したい。また、山本栄吉の墓が天然寺にあつたことは、菊山氏の談話として沖森氏から通報をうけたものである。ここにその事情を明らかにしておく。

明治十七年四月二十八日